

教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書
(令和2(2020)年度版)

令和3(2021)年8月
川崎市教育委員会

はじめに

教育委員会では、平成19年6月に改正（平成20年4月施行）された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、令和元年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、「川崎市教育改革推進会議」を通じて、学識経験者、市民代表、教職員代表から御意見をいただきながら点検・評価を行い、本報告書を作成いたしました。

本市では、平成27年度から令和7年度までの概ね10年間を対象とした「第2次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン」（以下「かわさき教育プラン」といいます。）を策定し、計画期間全体を通じて実現をめざすものを基本理念及び基本目標として掲げながら、具体的な取組内容を、基本政策、施策、事務事業の階層で体系的に整理しています。また、基本政策、施策、事務事業については、概ね4年ごとに見直しを行う実施計画として、状況の変化等に柔軟に対応していきます。

また、「かわさき教育プラン」は、計画（PLAN）－実行（DO）－点検・評価（CHECK）－改善（ACTION）のサイクルで推進し、市民の皆様と共にさまざまな課題を解決していくことをめざしています。

令和3年8月
川崎市教育委員会

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

第1章

教育委員会の活動状況	4
------------	---

第2章

かわさき教育プランについて	12
---------------	----

第3章

かわさき教育プランの点検及び評価の項目	
1 点検及び評価の対象	13
2 点検及び評価の実施体制	13

第4章

かわさき教育プラン 第2期実施計画の点検及び評価の内容	
点検・評価シートの見方	14
基本政策Ⅰ 人間としての在り方生き方の軸をつくる	16
基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす	20
基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する	37
基本政策Ⅳ 良好な教育環境を整備する	46
基本政策Ⅴ 学校の教育力を強化する	52
基本政策Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める	61
基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる	66
基本政策Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める	72

第1章 教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議の活動状況

- (1) 教育委員会定例会 11回（原則として毎月第4火曜日）
- (2) 教育委員会臨時会 7回（原則として毎月第2火曜日）

2 教育委員会会議の審議状況

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」に基づき、審議等を行いました。

- (1) 審議案件 . . . 57件
- (2) 請願・陳情 . . . 5件
- (3) その他報告事項 . . . 66件
- (4) 傍聴者数（延べ） . . 179人

なお、審議案件等の一覧は、4ページ以降に掲載しています。

3 教育委員の活動状況（教育委員会会議以外）

(1) 都道府県・指定都市教育委員研究協議会等への出席

(2) 総合教育会議への出席

令和2年度は、2回の会議を開催し、市長と教育委員会（教育長及び教育委員）との間で、新型コロナウイルス感染症への対応、かわさきGIGAスクール構想の取組等について意見交換を行いました。

(3) スクールミーティングの実施

学校を訪問し、児童生徒・教職員・保護者等との交流や意見交換等を通じて、学校現場と教育委員会の相互理解を深めることを目的としたスクールミーティングを、平成19年度から実施しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施されませんでした。

(4) 周年行事等への出席

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施されませんでした。

(5) 学校視察

研究推進校の公開授業・報告会等、学校現場の視察を行いました。

(6) その他行事等

「かわさき子ども元気プロジェクト」の視察、教員表彰者・表彰式並びに発表会に出席したほか、教員採用候補者選考試験の面接官を務めました。

なお、活動状況の一覧は、8ページ以降に掲載しています。

4 教育委員会の公開

市民に開かれた教育委員会を目指し、ホームページを中心に教育委員会について紹介をしています。なお、ホームページでは、教育委員の紹介をはじめ、教育委員会の概要や教育委員会会議録等、広く情報を公開しています。

また、教育委員会会議の開催日時及び議案等について、事前にホームページに掲載するとともに、告示を行っています。

教育委員会会議情報

<https://www.city.kawasaki.jp/880/category/11-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

令和2年度 教育委員

職名	氏名	任期	職業
教育長	小田嶋 満	平成31年4月1日～ 令和4年3月31日	
教育長 職務代理者	岡田 弘	平成30年10月1日～ 令和4年9月30日	大学教授
委員	中村 香	平成28年10月1日～ 令和2年9月30日	大学教授
委員	高橋 美里	平成30年4月3日～ 令和4年3月31日	
委員	岩切 貴乃	平成31年4月1日～ 令和5年3月31日	会社員
委員	石井 孝	令和2年4月1日～ 令和6年3月31日	独立行政法人 顧問
委員	田中 雅文	令和2年10月1日～ 令和6年9月30日	大学教授

令和2年度 教育委員会審議案件等一覧

○審議案件

議案番号	件名	開催日
議案第1号	令和3年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について	5月12日
議案第2号	川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第3号	公文書開示請求に係る審査請求についての裁決について	
議案第4号	黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について	5月26日
議案第5号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	
議案第6号	新しい宮前市民館・図書館基本計画(案)について	
議案第7号	令和3年度川崎市立特別支援学校高等部(知的障害教育部門)の入学者の募集及び選抜要綱について	6月30日
議案第8号	令和3年度川崎市立中央支援学校高等部分教室の入学者の募集及び選抜要綱について	
議案第9号	令和3年度川崎市立田島支援学校高等部(肢体不自由教育部門)の入学者の募集及び選抜要綱について	
議案第10号	令和3年度川崎市立田島支援学校高等部(訪問教育部門)の入学者の募集及び選抜要綱について	
議案第11号	令和3年度川崎市立聾学校幼稚部の入学者の募集及び選抜要綱について	
議案第12号	令和3年度川崎市立聾学校高等部の入学者の募集及び選抜要綱について	
議案第13号	人事について	
議案第14号	就学通知処分取消等請求控訴事件について	7月14日
議案第15号	青少年教育施設の指定管理について	8月4日
議案第16号	令和元年度 公益財団法人川崎市学校給食会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について	
議案第17号	令和元年度 公益財団法人川崎市生涯学習財団「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について	
議案第18号	令和3年度使用中学校教科用図書の採択について	8月23日
議案第19号	令和3年度使用川崎高等学校附属中学校教科用図書の採択について	
議案第20号	令和3年度使用小学校教科用図書の採択について	
議案第21号	令和3年度使用高等学校教科用図書の採択について	
議案第22号	令和3年度使用特別支援学校教科用図書の採択について(学校教育法第34条第1項検定済教科書)	
議案第23号	令和3年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(学校教育法第34条第1項文部科学省著作教科書)	
議案第24号	令和3年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について(学校教育法附則第9条教科用図書)	
議案第25号	令和3年度使用特別支援学校高等部教科用図書の採択について(学校教育法附則第9条教科用図書)	
議案第26号	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に係る報告書(令和元年度版)について	8月25日
議案第27号	柿生小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について	
議案第28号	新川崎地区小学校建設用地の取得について	
議案第29号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	
議案第30号	新しい宮前市民館・図書館基本計画について	
議案第31号	令和3年度川崎市立高等学校入学定員(案)について	9月28日
議案第32号	慰謝料等請求事件について	10月27日
議案第33号	青少年教育施設に係る指定管理予定者の決定について	
議案第34号	(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について	
議案第35号	(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について	11月10日
議案第36号	(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について	

議案番号	件名	開催日
議案第37号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	11月10日
議案第38号	令和2年度教員表彰について	
議案第39号	裁決取消請求事件、公文書開示請求拒否処分取消請求事件について	11月17日
議案第40号	川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について	1月26日
議案第41号	川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業の契約の変更について	
議案第42号	今後の市民館・図書館のあり方(案)について	
議案第43号	川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画(案)について	
議案第44号	通学区域の一部変更について(野川小・西野川小・南野川小学校区)	2月9日
議案第45号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	
議案第46号	川崎市教育財産管理規則の一部を改正する規則の制定について	3月12日
議案第47号	川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則の制定について	
議案第48号	川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について	
議案第49号	人事について	
議案第50号	人事について	3月16日
議案第51号	川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について	3月23日
議案第52号	川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
議案第53号	川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則の制定について	
議案第54号	川崎市立学校施設使用規則等の一部を改正する規則の制定について	
議案第55号	川崎市教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令の制定について	
議案第56号	新川崎地区新設小学校基本構想・基本計画について	
議案第57号	「今後の市民館・図書館のあり方」について	

○請願・陳情審議

番 号	件 名	開催日
請願第3号 (令和元年度)	2020年度、教科書採択に関し「地域住民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願について	5月12日
請願第4号 (令和元年度)	川崎市情報公開・個人情報保護審査会による令和2年1月31日付「公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について(答申)」のとおり、開示することを求める請願について	
請願第1号	臨時休業期間中の家庭学習の内容を学習評価に反映させる問題と学校再開後の教育課程の編成問題に関わる請願について	5月26日
請願第2号	貴委員会が『高校日本史A(実教・日A302・309)』を不採択とした決定を撤回し、各校の実態に即した、公正な教科書採択を求める請願について	6月30日
陳情第1号	川崎市の図書館の充実と今後のあり方に関する陳情について	2月9日

○その他報告事項

番 号	件 名	開催日
1	請願第4号(令和元年度)(川崎市情報公開・個人情報保護審査会による令和2年1月31日付「公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について(答申)」のとおり、開示することを求める請願書)の報告について	4月7日
2	令和2年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について	
3	教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について	
4	教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について	
5	教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について	
6	教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について	
7	地方自治法第179条第1項の規定による市長の専決処分の承認について	
8	教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について	5月12日
9	教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について	
10	新型コロナウイルス感染症による影響への対応について	
11	就学通知処分取消等請求事件について	
12	教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について	
13	新川崎地区小学校新設事業の進捗状況について	
14	GIGAスクール構想の実現に向けた取組について	
15	平成30・31(令和元)年度 川崎市社会教育委員会議 研究報告書「市民と行政の連携・協働を支える社会教育の役割」について	5月26日
16	請願第1号(臨時休業期間中の家庭学習の内容を学習評価に反映させる問題と学校再開後の教育課程の編成問題に関わる請願)の報告について	
17	請願第2号(貴委員会が『高校日本史A(実教・日A302・309)』を不採択とした決定を撤回し、各校の実態に即した、公正な教科書採択を求める請願)の報告について	
18	令和2年第1回市議会定例会について	
19	市議会請願・陳情審査状況について	
20	令和3年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について	
21	「学校における食に関する指導のてびき～小中9年間を通じた食育の推進を目指して～」について	
22	市立学校の再開について	6月30日
23	令和元年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額等の報告について	
24	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う市立学校の臨時休業及び学校再開に係る取組について	
25	教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について	
26	教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について	
27	令和2年度 川崎市教育委員会任期付職員(学芸員)採用選考の実施結果について	

番 号	件 名	開催日
28	令和2年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の応募状況について	6月30日
29	令和2年度学校給食実施回数及び給食費の変更について	
30	学校施設有効活用事業等の再開について	
31	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う教科用図書採択の傍聴人の定員等について	7月14日
32	令和2年市議会臨時会及び定例会について	8月25日
33	市議会請願・陳情審査状況について	
34	「川崎市総合計画」第2期実施計画・中間評価結果及び令和元年度事務事業評価結果について	
35	公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について	
36	公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について	
37	令和元年度川崎市一般会計教育費の決算について	
38	学校運営協議会の設置等について	
39	地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について	9月28日
40	叙位・叙勲について	10月27日
41	令和2年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について	
42	川崎市立労働会館・川崎市教育文化会館の再編整備について(中間報告)	11月10日
43	「今後の市民館・図書館のあり方」に関する中間とりまとめについて	
44	地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について	
45	地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について	
46	学校施設の空調設備について	
47	令和2年第5回市議会定例会について	11月17日
48	令和2年度優良PTA表彰団体の決定について	
49	令和元年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の状況調査結果について	
50	教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について	
51	令和2年度 川崎市教育委員会職員(学芸員)採用選考の実施について	
52	軽易工事の報告について	
53	陳情第1号(川崎市の図書館の充実と今後のあり方に関する陳情)の報告について	12月25日
54	教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について	
55	川崎市地域文化財顕彰制度における第3回川崎市地域文化財の決定について	
56	令和2年度川崎市立小学校学習状況調査の報告について	
57	令和2年第6回市議会定例会について	1月26日
58	市議会請願・陳情審査状況について	
59	緊急事態宣言下における本市教育活動等の対応について	
60	令和2年度 川崎市教育委員会任期付職員(学芸員)採用選考の実施について	
61	学校給食費の公会計化について	
62	裁決取消請求事件、公文書開示請求拒否処分取消請求事件について	2月9日
63	教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について	3月12日
64	令和2年度川崎市立中学校学習状況調査報告について	
65	教育委員学校視察の報告について	
66	令和2年度 川崎市教育委員会職員(学芸員)採用選考の実施結果について	3月23日

令和2年度 教育委員活動状況一覧

(1) 都道府県・指定都市教育委員研究協議会等への出席

	年 月 日	会 議 名
1	令和3年2月3日	都道府県・指定都市教育委員研究協議会

(2) 総合教育会議への出席

	年 月 日	式 典 名
1	令和2年8月5日	第1回総合教育会議
2	令和3年3月22日	第2回総合教育会議

(3) スクールミーティングの実施

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施されませんでした。

(4) 周年行事等への出席

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施されませんでした。

(5) 学校視察

	年 月 日	学 校 名
1	令和2年11月18日	平間小学校(研修推進校)
2	令和2年11月18日	有馬小学校(研修推進校)
3	令和2年11月20日	南生田小学校(研修推進校)
4	令和2年11月27日	宮崎中学校(研修推進校)
5	令和2年12月1日	川崎高校附属中学校(研修推進校)
6	令和2年12月2日	井田小学校(研修推進校)
7	令和2年12月2日	苅宿小学校(研修推進校)
8	令和2年12月17日	幸高校
9	令和3年1月20日	南加瀬小学校(研修推進校)

(6)その他行事等

	年 月 日	内 容 等
1	令和2年7月21日	教科書採択勉強会
2	令和2年7月22日	教科書採択勉強会
3	令和2年7月27日	教科書採択勉強会
4	令和2年7月28日	教科書採択勉強会
5	令和2年8月6日	教科書採択勉強会
6	令和2年9月15日	川崎市立学校教員採用試験面接官
7	令和2年9月17日	川崎市立学校教員採用試験面接官
8	令和2年9月18日	川崎市立学校教員採用試験面接官
9	令和2年9月24日	川崎市立学校教員採用試験面接官
10	令和2年9月29日	川崎市立学校教員採用試験面接官
11	令和2年10月15日	新任委員勉強会
12	令和2年10月16日	新任委員勉強会
13	令和2年10月20日	新任委員勉強会
14	令和2年10月23日	新任委員勉強会
15	令和2年10月26日	新任委員勉強会
16	令和2年12月25日	教員表彰者・表彰式並びに発表会
17	令和3年1月29日	キャリア在り方生き方教育・進路指導研修会
18	令和3年3月9日	かわさき子ども元気プロジェクト(よみうりランド)
19	令和3年3月10日	かわさき子ども元気プロジェクト(よみうりランド)
20	令和3年3月11日	かわさき子ども元気プロジェクト(よみうりランド)

第2章 かわさき教育プランについて

かわさき教育プランは、基本理念「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」及び基本目標「自主・自立」「共生・協働」の実現を目指して、8つの「基本政策」、19の「施策」、46の「事務事業」から構成されています。また、各実施計画期間において、特に重点的に推進する取組を「重点事業」として位置づけています。

かわさき教育プラン第2期実施計画の全体像

基本理念

夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

基本目標

自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

基本政策

★：11の重点事業

基本政策Ⅰ

人間としての在り方生き方の軸をつくる

★キャリア在り方生き方教育の推進

基本政策Ⅱ

学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

★総合的な学力向上策の実施
★小中9年間を通じた食育の推進

基本政策Ⅲ

一人ひとりの教育的ニーズに対応する

★特別支援教育の推進

基本政策Ⅳ

良好な教育環境を整備する

★学校施設長期保全計画の推進
★学校トイレ快適化の推進

基本政策Ⅴ

学校の教育力を強化する

★「チームとしての学校」の体制整備と学校マネジメント支援の実施

基本政策Ⅵ

家庭・地域の教育力を高める

★地域の寺子屋事業の推進

基本政策Ⅶ

いきいきと学び、活動するための環境をつくる

★地域の生涯学習の担い手を育てる仕組みの構築
★学校施設の有効活用

基本政策Ⅷ

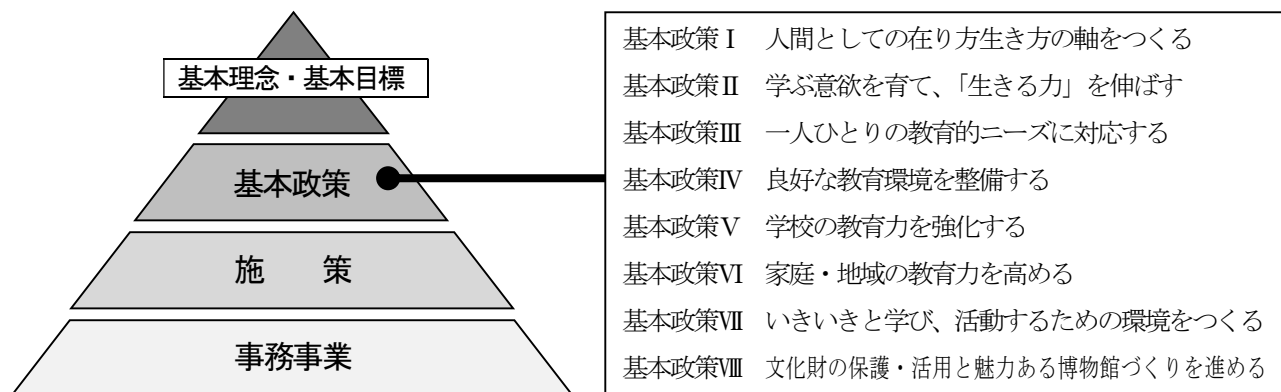
文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

★橋樹官衙遺跡群の史跡整備の推進

第3章 かわさき教育プランの点検及び評価の項目

1 点検及び評価の対象

点検及び評価は、かわさき教育プランにおける8つの基本政策から4-6の事務事業までを対象として行いました。



2 点検及び評価の実施体制

かわさき教育プランの進捗状況を点検・評価するに当たっては、教育委員会事務局が達成状況の点検や総合的な自己評価を行うとともに、それぞれの課題・問題点を抽出しています。この総合評価を学識経験者、市民代表、教職員代表で構成する「川崎市教育改革推進会議」に諮り、ご意見をいただきながら見直し方針を策定しています。

川崎市教育改革推進会議委員

(令和3年6月1日現在、敬称略)

氏名	所属等
藤原 文雄	国立教育政策研究所初等中等教育研究部部長
内田 塔子	東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科 准教授
高橋 純	東京学芸大学教育学部教育学講座学校教育学分野准教授
倉持 伸江	東京学芸大学教育学部教育学講座生涯教育分野准教授
山田 洋志	公募委員
野村 浩子	公募委員
宮越 隆夫	川崎市地域教育会議行政区議長会 会長
舘 勇紀	川崎市PTA連絡協議会 会長
松岡 広記	小学校長会 副会長
篠崎 敏行	中学校長会 副会長
岩木 正志	高等学校長会 書記
増田 亨	特別支援学校長会
嶋田 和明	川崎市教職員組合執行委員長

かわさき教育プラン（点検・評価シートの見方）

本プランは、計画（PLAN）－実行（DO）－点検・評価（CHECK）－改善（ACTION）のサイクルで推進します。

毎年、8つの基本政策を対象に川崎市教育改革推進会議からご意見を頂き、実施状況や成果の評価、見直しを行います。その後、評価結果等の報告書を教育委員会で審議し、議会へ報告・提出するとともに市民に公表します。

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

基本政策のシート

基本政策 I

人間としての在り方生き方の軸をつくる

現状と課題

- ・ 今日子ども・若者が.....。
- ・ 21世紀 **第2期実施計画策定時の現状と課題を記載**。
- ・ 本市では、社会の中で.....。

政策目標

「キャリア在り方生き方教育」をすべての学校で計画的に推進し、すべての子どもに、社会で自立して生きていくための能力や態度とともに、共生・協働の精神を育みます。

主な取組成果

キャリア在り方生き方教育について、.....。

各種研修において、..... **令和2年度における主な取組の成果を記載**

教育委員会広報誌、.....。

参考指標

※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的にを行います。

指標名	実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
自己肯定感	小6 (H29(2017))	79.9%	87.3%	83.1%	-	82.0%以上
	中3 (H29(2017))	70.4%	80.0%	75.0%	-	74.0%以上
「自分にはよいところがあると思う、どちらかといえばそう思う」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】						
将来に関する意識	小6 (H29(2017))	83.9%	84.6%	81.2%	-	%以上
	中3 (H29(2017))	68.4%	70.3%	67.6%	-	%以上
「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】						
自己有用感	小6 (H29(2017))	92.6%	95.4%	95.4%	-	94.0%以上
	中3 (H29(2017))	90.9%	93.7%	93.4%	-	92.0%以上
「人の役に立つ人間になりたいと思う、どちらかといえば思う」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】						
.....						

R2の欄に
各指標の
数値を記載

主な課題

各校におけるキャリア在り方生き方教育の推進については……………が必要です。
 一部の学校 令和2年度の状況等から見える主な課題を記載
 変化の激しいこれからの社会を生きる力をつけるために、……………必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

研究推進校……………
 すべての子 教育改革推進会議において出された意見の概要を記載……………。

今後の取組の方向性

キャリア在 課題や会議における意見を受けて、今後の取組の方向性を記載……………ます。
 各学校の取……………

施策・事務事業のシート

施策	キャリア在り方生き方教育の推進			
概要	教育プランの基本目標である……………。 発達の段階に応じた福祉教育の推進など、……………。 教師用資料である「キャリア在り方生き方教育の手引き」……………。 高等学校における「キャリア在り方生き方ノート」……………。			
事務事業名	キャリア在り方生き方教育推進事業			
担当課	教育改革推進担当	関係課		
事業の概要	将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育を、……………。			
事業計画	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	
	R3(2021)	実施状況		
	研究推進校での……………	→		
	キャリア在り方生き方教育の実施 ・各校における取組の実施	→		
	多様性を尊重する教育の…………… ・教職員の理解を…………… 「キャリア在り方生き方ノート」…………… ・高等学校用ノート…………… 広報等による保護者…………… ・リーフレット配布等……………	・研修の実施及び…………… ・高等学校用ノートの……………	・活用推進	・活用推進及び……………
<ul style="list-style-type: none"> ●各校における…………… ●「キャリア・進路指導担当……………」 ●高校生用「キャリア在り方……………」 ●キャリア在り方生き方教育……………」 	令和2年度における各事務事業の実施状況を記載			
課題と今後の取組				
<ul style="list-style-type: none"> ●各校における…………… ●多様性を尊重する教育の……………」 ●「キャリア在り方生き方ノ……………」 ●リーフレット配布による……………」 	取組を通じて見えてきた課題や、今後の取組を記載			

基本政策 I

人間としての在り方生き方の軸をつくる

現状と課題

・今日の子ども・若者が生きる社会は、ますます予測が困難な状況になっており、これまでも、社会環境の変化に十分対応できず、学校から社会への移行が円滑に行われていない子ども・若者の実態について、コミュニケーション能力の不足や低い自己肯定感、他者への配慮の不足といった状況が指摘されており、将来、社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力を育成する必要があります。

・21世紀の日本にふさわしい教育体制の構築に向けた内閣の私的諮問機関「教育再生実行会議」における第十次提言では、「諸外国に比べて子供たちの自己肯定感が低いままでは、『社会に開かれた教育課程』の下でこれからの時代に求められる資質・能力を十分に実現できたことにはなりません。」と述べられている一方で、全国学力・学習調査の結果を見ると、本市の子どもの自己肯定感は、小学生、中学生ともに依然として全国平均よりも低くなっています。

・本市では、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を促すために、すべての市立学校で「キャリア在り方生き方教育」を推進しており、引き続き、子どもたちに社会的自立に向けて必要な能力や態度とともに、共生・協働の精神を計画的・系列的に育てる教育が求められています。

政策目標

「キャリア在り方生き方教育」をすべての学校で計画的に推進し、すべての子どもに、社会で自立して生きていくための能力や態度とともに、共生・協働の精神を育みます。

主な取組成果

新型コロナウイルス感染症の影響から必要となった、学校におけるICTを活用した教育活動の支援を含め、学校等訪問研修会を76回開催し、各学校におけるキャリア在り方生き方教育の取組を支援しました。

多様性を尊重する教育活動を推進するため、市民文化局等と連携して教材を作成するなど、かわさきパラムーブメントについて啓発の支援を行いました。

「キャリア・パスポート」を作成・配布し、担当者研修会及び訪問研修会で説明し、教職員の活用に関する理解を深めました。

参考指標

※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。

指標名		実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
自己肯定感 *	小6	79.9% (H29(2017))	87.3%	83.1%	—		82.0%以上
	中3	70.4% (H29(2017))	80.0%	75.0%	—		74.0%以上
「自分にはよいところがあると思う、どちらかといえばそう思う」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】							
将来に関する意識 *	小6	83.9% (H29(2017))	84.6%	81.2%	—		86.0%以上
	中3	68.4% (H29(2017))	70.3%	67.6%	—		69.0%以上
「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】							
自己有用感 *	小6	92.6% (H29(2017))	95.4%	95.4%	—		94.0%以上
	中3	90.9% (H29(2017))	93.7%	93.4%	—		92.0%以上
「人の役に立つ人間になりたいと思う、どちらかといえば思う」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】							

指標名		実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
チャレンジ精神 *	小6	78.8% (H29(2017))	-	79.3%	-		81.0%以上
	中3	71.7% (H29(2017))	-	70.2%	-		74.0%以上
「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している、どちらかといえば挑戦している」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】							
共生・協働の精神 *	小6	87.8% (H29(2017))	-	-	-		90.0%以上
	中3	84.3% (H29(2017))	-	-	-		85.0%以上
「学級みんなで協力して何かをやり遂げ、うれしかったことがある、どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】							
社会参画に関する意識 *	小6	42.7% (H29(2017))	52.5%	55.8%	-		44.0%以上
	中3	29.6% (H29(2017))	35.7%	35.4%	-		31.0%以上
「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある、どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】							

*参考指標「共生・協働の精神」については、平成30年度と令和元年度は出典元の調査において設問がなかったため記載していません。
 *参考指標「チャレンジ精神」については、平成30年度は出典元の調査において設問がなかったため記載していません。
 *令和2年度の参考指標については、全国学力学習状況調査が実施されていないため、記載していません。

主な課題

教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習の推進などに対応したカリキュラム・マネジメントの充実に向けた実践的な研修を行う必要があります。

東京オリンピックパラリンピックの開催を契機として、「かわさきパラムーブメント」が目指すものや理念を各学校に取組例やSDGsの視点を紹介しながら浸透させて、多様性を尊重する教育を計画的・系統的に推進できるよう、引続き支援することが必要です。

児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成の見通しや振り返りを行いながら、自身の変容や成長を自己評価できる「キャリア・パスポート」及び「キャリア在り方生き方ノート」の活用を促進し、児童生徒が主体的に学びに向かう力を育む必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

多様な人が幸せに協働して生きられるような社会づくりを目指す中で、どのように自分が自己実現できるかを示せるようなキャリア教育を進めることが大事である。「かわさきパラムーブメント」などの川崎が大事にしてきた多様性を尊重していきけるような教育を今後も推進してほしい。

身近な地域に誇りを持ち、様々な問題意識を持つことができるようになることで、結果的にグローバルな視点や持続可能な視点による問題発見や解決につながると思う。

自己有用感が高いにもかかわらず、社会参画に関する意識が低いことは課題として挙げられる。子どもの意見を表明する機会など地域参加の場を提供する仕組みづくりが必要である。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、先の見えない状況にある子どもたちにとって、「キャリア在り方生き方教育」は今後非常に大切な取組になると考えられる。そのため、キャリア在り方生き方教育の内容を保護者や市民と共有していくことが大切である。

今後の取組の方向性

各学校が児童生徒に身につけさせたい資質・能力を明確にして、その育成につながるよう教育活動を見直すとともに、現代的諸課題であるSDGs・ESDや、かわさきパラムーブメント等の視点を取り入れることで、カリキュラム・マネジメントの充実につながるよう教職員への研修を行います。

社会参画に関する意識については、キャリア在り方生き方教育における、小学校からの系統的な取組を通して、「わたしたちのまち川崎」を三つの視点の一つとし、「心のよりどころとしてのふるさと川崎への愛着をもち、将来の川崎の担い手となる人材」を育成していきます。また、地域参加の機会を設ける等、各学校が特色ある地域との学びを継続し、改善できるよう、学校への支援をしていきます。

キャリア在り方生き方教育について保護者等に対し、リーフレットの配布や教育だよりかわさきへ掲載するなど様々な広報機会を捉えて、取組内容等について周知するとともに理解を深めていきます。

教職員が「キャリア在り方生き方ノート」及び「キャリア・パスポート」を効果的に活用できるよう研修を行うなど、実践に向けた支援を行い、児童生徒が主体的に学びに向かう力が身につくよう取組を進めていきます。

施策1	キャリア在り方生き方教育の推進			
概要	<p>教育プランの基本目標である「自主・自立」「共生・協働」の実現に向けたキャリア在り方生き方教育を推進していきます。</p> <p>発達の段階に応じた福祉教育の推進など、「かわさきパラムーブメント」の視点も踏まえた取組を計画的・系統的に推進します。</p> <p>教師用資料である「キャリア在り方生き方教育の手引き」の活用や研修会などを通じて、全校での取組を支援していきます。</p> <p>高等学校における「キャリア在り方生き方ノート」を作成・配布し、学校での活用を支援していきます。</p>			
事務事業名	キャリア在り方生き方教育推進事業 ★			
担当課	教育政策室（旧：教育改革推進担当）	関係課		
事業の概要	<p>将来の社会的自立に必要な能力や態度を育む教育を全校でより効果的に実践するため、手引の配布や研修により、「キャリア在り方生き方教育」についての理解を深めるとともに、指導体制の構築や家庭との連携を図ります。</p>			
事業計画	<p>H30 (2018)</p> <p>研究推進校での研究結果等を活かした、キャリア在り方生き方教育の推進</p> <p>キャリア在り方生き方教育の実施 ・各校における取組の実施</p> <p>多様性を尊重する教育の計画的・系統的な推進に向けた支援 ・教職員の理解を深める研修の実施</p> <p>「キャリア在り方生き方ノート」を活用した取組の推進 ・高等学校用ノート試作版の作成</p> <p>広報等による保護者等への理解促進 ・リーフレット配布等による広報実施</p>	<p>R1 (2019)</p> <p>・研修の実施及び校務用のネットワークを活用した実践の周知</p> <p>・高等学校用ノートの作成・配布</p>	<p>R2 (2020)</p> <p>・活用推進</p>	<p>R3 (2021)</p> <p>・活用推進及び小・中学校用ノートの見直し検討</p>
実施状況				
<p>①「キャリア・進路指導担当者研修会」を年間3回実施しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響から必要となった、学校におけるICTを活用した教育活動の支援を含め、学校等訪問研修会等を76回実施しました。</p> <p>②研修会でのかわさきパラムーブメントについての啓発を継続するとともに、他局と連携して教育活動に活用できる教材の作成と啓発を行うなど、学校における多様性を尊重する教育活動の実施を支援しました。</p> <p>③児童生徒が主体的に学びに向かう力を育む「キャリア・パスポート」を作成し、配布しました。また、令和3年度に計画していた「キャリア在り方生き方ノート」を活用した取組の推進及び小・中学校用ノートの見直しの検討については、令和2年度に前倒して取り組みました。作成したキャリア・パスポートに合わせて「キャリア在り方生き方ノート」について、配布する学年を変更し、小学生から中学生へ進学後も引続き使用されやすいように工夫しました。さらに、担当者研修会及び訪問研修会を開催し、教職員が授業で効果的に活用できるよう支援しました。</p> <p>④「教育だよりかわさき」にキャリア在り方生き方教育の実践例を掲載、紹介し、保護者の教育活動への理解を深めました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①学校の特色を生かし、今日的な教育課題に対応した、カリキュラム・マネジメントに向けてより実践的な研修を行っていきます。また、手引きも活用しながら、各学校におけるキャリア在り方生き方教育の推進を支援していきます。</p> <p>②多様性を尊重する教育の計画的・系統的な推進に向けた学校支援については、かわさきパラムーブメントへの取組例やSDGsの視点を紹介しながら各学校の理解を深めていくことを継続します。</p> <p>③教職員が「キャリア・パスポート」及び「キャリア在り方生き方ノート」を効果的に活用できるよう研修を行うなど、実践に向けた支援を行います。</p> <p>④キャリア在り方生き方教育について保護者等の理解が深まるよう、リーフレットを配布するなど広報活動を継続していきます。</p>				

基本政策Ⅱ

学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

現状と課題

・子どもたちが自ら学び、課題を見つけ、主体的に判断し、問題解決のために他者と協力する資質や能力を伸ばしていくためには、「確かな学力」を育成していく必要があります。

・「豊かな心」の育成については、子どもたちの規範意識、自尊感情、他者への思いやり、主体的に判断し適切に行動する力などを育むため、深く考え、議論する道徳教育や人権尊重教育の推進が必要です。

・「健やかな心身」の育成については、偏った栄養摂取や朝食の欠食などの食生活の乱れや肥満・痩身等の課題が挙げられることから、学校保健、学校給食、食育の充実により、現代的な健康課題等に対応し、子どもの心身の健康の保持・増進を図ることが重要です。

・インターネットが現代社会に変革をもたらすとともに、パソコンやスマートフォンなどが広く個人にも普及し、誰もが情報の受け手だけでなく送り手にもなり得るようになっており、情報教育を充実していく必要があります。

政策目標

子どもたちの学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、将来の予測が難しい社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身につけることをめざします。

主な取組成果

川崎市学習状況調査については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から時期を変更し、各学校の学習の進捗状況に合わせて柔軟に対応することで子どもたちが「分かる」を実感できる授業づくりを推進しました。

新学習指導要領の全面実施に対応した実践事例集を各教科ごとに、指導と評価の一体化を図る工夫改善についての内容をより具体的に記載することで、教職員が授業改善に活用できるよう支援しました。

学校の実情に応じた少人数指導・少人数学級などの実施については、学校担当者会の開催を新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面や動画配信をするなど工夫して開催し、各校種による取組を共有することで、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めました。

小中学校に107名、高等学校に6名の計113名のALTを配置することにより、積極的に英語でコミュニケーションを取ることができる子どもを育てるとともに、小学校英語強化教員を60校へ配置をするなど、小学校における英語教育の充実に向けた取組を進めました。

川崎らしい特色ある「健康給食」の推進については、主要食材は国産品を使用し、和風の天然だしを使った薄味で美味しい味付けの工夫や、「かわさきそだち」の野菜を使用した献立を提供するなど、「健康給食」をコンセプトとした中学校給食を推進しました。また、給食費管理等についての調査・研究の結果を踏まえ、令和3年度から開始された公会計化に向けては、給食費徴収システムを構築したほか、公会計化後の業務を整理しました。

「GIGAスクール構想」の実現に向けて、校内ネットワーク環境の整備や一人一台端末の整備を行いました。教職員向けにハンドブックの作成や研修を実施する等、学校への支援を行うことにより、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けた取組を推進しました。

令和元年度に策定した市立高等学校改革推進計画第2次計画に基づく取組を推進するとともに、社会状況の変化に対応するために、ICTを活用した新たな学習の推進や、国際理解教育等の取組を進めました。

参考指標

※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。

指標名		実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3 (2021)
授業の理解度	小5	90.9% (H29 (2017))	89.5%	91.5%	90.1%		93.0%以上
	中2	77.2% (H29 (2017))	77.3%	77.7%	80.8%		80.0%以上
「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合【出典：川崎市学習状況調査】 小5：国語、算数、理科、社会の平均 中2：国語、数学、理科、社会、英語の平均							
授業の好感度	小5	77.8% (H29 (2017))	76.2%	77.7%	73.9%		80.0%以上
	中2	61.2% (H29 (2017))	62.8%	62.5%	64.5%		65.0%以上
「学習は好き、どちらかといえば好きだ」と回答した児童生徒の割合【出典：川崎市学習状況調査】 小5：国語、算数、理科、社会、総合の平均 中2：国語、数学、理科、社会、英語の平均							

指標名		実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
授業の有用度	小5	93.8% (H29(2017))	91.7%	92.3%	90.9%		96.0%以上
	中2	76.1% (H29(2017))	77.7%	79.2%	80.5%		79.0%以上
「授業で学んだことは、将来、社会に出たときに役に立つ、どちらかといえば役に立つ」と回答した児童生徒の割合【出典：川崎市学習状況調査】 小5：国語、算数、理科、社会、総合の平均 中2：国語、数学、理科、社会、英語の平均							
英語によるコミュニケーションへの積極性	中2	81.7% (H29(2017))	84.6%	85.8%	82.7%		84.0%以上
「道で外国人に英語で話しかけられたとき、何とか英語で話そうとする」と回答した生徒の割合【出典：川崎市学習状況調査】							
規範意識*	小6	86.0% (H29(2017))	—	89.5%	—		88.0%以上
	中3	84.9% (H29(2017))	—	87.1%	—		87.0%以上
「人が困っているときは、進んで助けている、どちらかといえば助けている」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】							
子どもの体力の状況*	小5(男)	100.0% (H29(2017))	99.1%	100.0%	—		101以上
	小5(女)	99.7% (H29(2017))	99.1%	100.0%	—		101以上
	中2(男)	92.9% (H29(2017))	93.5%	94.6%	—		100以上
	中2(女)	95.1% (H29(2017))	96.3%	96.5%	—		100以上
体力テストの結果(神奈川県との平均値(体力合計点)を100とした際の本市の割合)【出典：全国体力・運動能力、運動習慣等調査】							

*参考指標「規範意識」について、平成30年度は出典元の調査において設問がなかったため記載していません。

*参考指標「規範意識」と「子どもの体力の状況」について、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により調査が実施されていないため、記載していません。

主な課題

児童生徒の学習状況や生活状況が多様化していることや、「かわさきGIGAスクール構想」が始まることから、市学習状況調査の問題やアンケートの質問事項等を見直す必要があります。また、各学校が児童生徒の学習状況等を的確に把握し、その実態に応じた教育活動が行えるよう、継続的に経年比較しながら調査を実施する必要があります。

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、小学校における学級編制の標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられるため、教職員及び必要な教室の確保等、各学校の児童数や学級数に合わせて適切に対応する必要があります。

GIGAスクール構想により児童生徒に導入された一人一台端末を教員が授業で効果的に活用できるよう、研修を実施し人材育成を図る等、学校に対して継続した支援を行う必要があります。

市立高等学校改革推進計画第2次計画に基づいて、魅力ある高校づくりに向け、着実に取組を推進するとともに、川崎高校及び附属中学校においては、中高一貫教育の特色を活かし、体系的・継続的な教育活動を展開する必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

GIGAスクール構想により一人一台端末を使うことで、日常的・継続的に子ども一人ひとりのデータが蓄積されるため、一人ひとりの状況を把握することができるようになる。蓄積したデータを分析し、その上で必要な手立てを検討し、指導にどのように生かすかが今後大切になってくる。

GIGAスクール構想では教職員がまず使っていくことが大事である。まず、教職員が教育力を向上させ、環境を整えるために使うことで学校の教育活動の中でうまく使えるようになる。

Google Workspace for Educationを使い具体的に授業でどのように取り組むかがこれからの課題と考える。教職員のアイデアや行った授業などが川崎の学校間で共有できるような仕組みがあるとよい。

学校給食の公会計化が始まったが、導入時は一部の教職員に過度な負担が生じるため、丁寧に説明を行うとともに現場の声から更なるシステムの操作性等の改良や研修に取り組んでほしい。

今後の取組の方向性

今後、様々な形で蓄積されていくスタディ・ログを整理し、効果的に活用していくことが課題となっています。児童生徒本人がログを振り返ることで、自分の長所や短所を知り、今後の学習に活かすことや、教職員が児童生徒の意見や理解度を随時把握することで、授業の改善に役立てることから着手します。また、市学習状況調査の対象を拡充し、経年での推移が把握できるよう統一的にデータを収集することを検討していきます。

教職員のICT活用能力については、令和3(2021)年度は、端末の基本的な機能や授業支援ソフトの使用を行うステップ0、ステップ1の実現を支えるため、学校訪問研修等を全ての学校において行い、ICTの活用能力の向上を進めていきます。また、GIGAスクール構想推進教師への研修を定期的に行い、校内での推進を支援していきます。

教職員の情報共有については、多くの教職員が参加できる仕組みとして教職員向けサイトを作成し、いつでも気軽にアクセスして事例紹介や質問、情報交換ができる環境を整えています。今後も教職員間で「かわさきGIGAスクール構想」についての情報を共有できるように、実践事例を集めて内容を充実させていきます。

小学校の学級編制の標準が35人に段階的に引き下げられるため、教職員の確保とともに各学校の児童数や学級数の状況に合わせて、必要な教室数を確保し、少人数によるきめ細かな指導体制を構築していきます。

学校給食費の公会計化後の事務手続きについては、給食費の徴収・管理を適正かつ効率的に行う必要があることから、運用を進めていく中で業務体制の見直しを含め、より効果的な手法を検討していきます。

川崎高等学校及び附属中学校については、特色ある「学習指導要領によらない特別の教育課程」の編成により、中高6年間の体系的・継続的な学びの充実を図ります。また、魅力ある高校づくりに向け、行政や産業界、社会教育機関、地域のNPO等の多様な主体と協働体制の構築を図り、生徒の可能性を伸ばすための教育内容や教育方法を充実していきます。

施策1	確かな学力の育成
概要	「確かな学力」を育成するためには、「基礎的な知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」をバランスよく育み、「主体的に学習に取り組む意欲」を養うことが必要となります。本施策では、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりの「学び」を大切にした学力向上策を推進します。

事務事業名	学力調査・授業改善研究事業 ★			
担当課	総合教育センター	関係課		
事業の概要	学力の状況を的確に把握するために、調査・研究を行い、その結果を活用して、子どもたちが「分かる」を実感できる授業づくりを推進します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	市学習状況調査(小5、中2)・市学習診断テストの実施(中1、中3)の実施及び結果の活用推進			→
	調査・テストの実施及び個票配布 ・調査等の実施			→
	「生活や学習に関するアンケート」調査の実施及び調査結果の活用 ・調査実施及び結果の活用			→
	全国学力・学習状況調査の結果に基づく、各学校における結果報告書の作成・数値目標の設定等による授業改善の推進 ・さらなる授業改善の検討・実施			→
	実践事例集の活用による指導力の向上 ・学習指導要領の改訂内容に対応した実践事例集の作成・配布			→

実施状況

①市学習状況調査・市学習診断テストとそれに併せて行う「生活や学習に関するアンケート」調査については、小学校は令和2年4月の予定でしたが新型コロナウイルス感染症防止に伴う臨時休業により、7月上旬に時期を変更し、学校の状況に合わせて、全校で実施しました。また、中学校は予定通り全ての学校で11月10日に実施し、小学校は9月、中学校は1月に調査結果の個票を配布し、授業の改善に向けた活用を推進しました。

②全国学力・学習状況調査については、新型コロナウイルス感染症防止の観点から令和2年度に関しては全国的に中止となりました。

③新学習指導要領全面実施に伴い、授業改善案についての具体的な案を各教科等で実践事例集としてまとめました。

課題と今後の取組

①児童生徒の学習状況や生活状況が多様化していることや、GIGAスクール構想の観点から、学習状況調査については問題や質問などを改善しながら継続的に経年比較をする必要があります。また、各学校が児童生徒の学習状況等を的確に把握し、その実態に応じた教育活動が行えるよう継続して実施します。

②全国学力・学習状況調査についてはより具体的な授業改善案や調査結果の活用案の提案等、説明会の内容の改善を図りながら継続して実施します。

③新学習指導要領全面実施に伴い、その内容等を踏まえながら、児童生徒の学習状況の実態に応じた具体的な授業の実践事例等のとりまとめについて、その内容の改善を図りながら継続して実施します。

事務事業名	きめ細やかな指導推進事業 ★			
担当課	総合教育センター	関係課	教職員企画課	
事業の概要	習熟の程度に応じたきめ細やかな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。			
	H 3 0 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)
事業計画	研究成果を活かした、習熟の程度に応じた学習など、きめ細やかな指導・学びの推進			
	小中9年間を見通した算数、数学の習熟の程度に応じた指導の充実 ・研究の成果を活かした取組の実施			
	手引き等を活用した取組の実施 ・「実践編」の冊子を活用した取組の実施			
	少人数指導・少人数学級等の推進 ・学校の実情に応じた取組の充実			
実施状況				
<p>①小中協力校6校を中心に、小中9年間を見据えた実践的な研究を推進しました。</p> <p>②「きめ細やかな指導 実践編」の冊子の活用を推進するとともに、教師向けに指導力向上の映像教材を作成し、各学校に配付しました。（市内 小学校114校、中学校52校）</p> <p>③学校の実情に応じた少人数指導・少人数学級等の実施については、新型コロナウイルス感染症流行の状況下で集会形式による学校担当者を開催することが難しかったため、1回目の学校担当者会については書面開催とし、2回目の開催については、動画配信により開催し、各校種による取組などを共有しました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①小中9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導については、各学校の実態に応じた指導をさらに充実させるため、今までの研究を踏まえながら各学校の事例をさらに共有していきます。また、GIGA端末なども活用しながら、指導の充実を図ります。</p> <p>②「きめ細やかな指導 実践編」の冊子の活用については、学校担当者会や要請訪問などで周知するとともに、各学校の実情に合わせた取り組みを行い、きめ細やかな指導の充実を図ります。</p> <p>③学校の実情に応じた少人数指導・少人数学級等の実施については、各学校の教育課程への位置づけや、効果的な取組等について、学校担当者会にて学校担当者の役割や各学校の状況などの情報を共有していきます。また、今後も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、教育課程等の変更を行うことが想定されますが、児童生徒の学習状況を把握しながら取り組みます。併せて、義務教育標準法に基づく、小学校における計画的な35人以下学級を推進するとともに、引き続き、国の動向等を注視していきます。</p>				

事務事業名	英語教育推進事業 ★		
担当課	総合教育センター	関係課	
事業の概要	外国人と直接コミュニケーションを図る機会を増やし、異文化を受容する態度を育成するため、研修の充実により教員の指導力の向上を図るとともに、外国語指導助手（ALT）を活用する等、英語教育を推進します。		
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
事業計画	文部科学省の中央研修等を活用した、英語教育推進リーダーの養成と活用 ・養成数（累計）：25名	・英語教育推進リーダー活用の推進	
	英語教育推進リーダーによる外国語教育指導力向上研修の実施 ・各校1名以上参加の必修研修の実施		
	ALTの配置・活用による英語教育の推進 ・小・中学校：86名 高等学校：5名	・小・中学校：96名 高等学校：5名	・小・中学校：108名 高等学校：5名
	小学校における英語の教科化等に対応した指導体制の整備 ・CETの選任		
	CET等への必修研修の実施 ・各校1名以上の参加		
	大学と連携した各種講座や外部試験受験の促進に向けた取組 ・中学校英語二種免許取得講習の受講促進 受講者数：34名	・中学校英語二種免許取得講習の受講促進 受講者数：40名	
	・小学校外国語教授基礎論講座の受講促進 受講者数：58名		
小学校英語強化教員（中学校英語科非常勤講師等）の派遣による英語授業力向上 ・学級担任の授業力向上に向けた授業モデルの提示や相談・助言などの支援			
実施状況			
<p>①英語教育推進リーダーについては、研究会議研究員や、実践事例集編集委員、研修講師として役割を果たす等、その活用を推進しました。</p> <p>②外国語教育指導力向上研修については、文部科学省「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」に基づく研修が昨年度で終了し、今年度から新たな形式で中学校と高等学校それぞれで2回の研修を予定していました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中学校1回、高校2回が中止となり、中学校1回の研修の実施となりました。</p> <p>③昨年度のALT101名から12名増員し、小・中学校に107名、高等学校に6名、計113名を配置しました。</p> <p>④全小学校の外国語教育推進担当者を中核英語教員（CET）として位置づけ、さらなる指導体制の充実を図りました。</p> <p>⑤年4回の中核英語教員（CET）研修、年8回の小学校英語強化教員（ERT）研修を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、年2回（集合形式1回、書面形式1回）の中核英語教員（CET）研修、年5回の小学校英語強化教員（ERT）研修の実施となりました。</p> <p>⑥中学校英語二種免許取得講座を29名が受講しました。小学校外国語教授基礎論講座は58名受講を予定していましたが、本年度の受講を見送った学校があったため、38名の受講となりました。</p> <p>⑦小学校英語強化教員（ERT）を60校に派遣し、学級担任との連携による英語授業力向上を推進しました。</p>			
課題と今後の取組			
<p>①研修会、研究会議、研究授業等での英語教育推進リーダーの活用を引き続き進めます。</p> <p>②中高等学校で2回の外国語教育指導力向上研修を実施します。</p> <p>③引続きALTを小中学校及び高等学校に計113名配置します。</p> <p>④全小学校で「中核英語教員（CET）を中心とした指導体制」の推進を継続します。</p> <p>⑤CET等への必修研修の実施については、年3回の中核英語教員（CET）研修、年7回の小学校英語強化教員研修を実施します。また、新型コロナウイルス感染症による中止を避けるため、オンラインを活用します。</p> <p>⑥40名が中学校英語二種免許取得講座を、58名が小学校外国語教授基礎論講座を受講します。</p> <p>⑦小学校英語強化教員を60校に継続配置します。</p>			

事務事業名	理科教育推進事業 ★			
担当課	総合教育センター	関係課		
事業の概要	理科支援員の配置や中核理科教員（CST）の養成などにより、若い教員の授業力向上や観察・実験の機会の充実を図り、子どもたちが興味・関心を持って主体的に学習に取り組める魅力ある理科教育を推進します。また、企業や研究機関、大学と連携して、技術者、研究者による派遣授業などの実施を支援します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	
事業計画	理科支援員配置による理科教育の推進 ・全小学校への継続的な配置			
	横浜国立大学と連携した中核理科教員（CST）養成及び活用の推進 ・CST養成数：全67名	・CST養成数：全72名	・CST養成数：全77名	・CST養成数：全82名
	CSTによる理科指導力向上のための教員研修の実施 ・CSTによる研修数：4講座			
	市内小・中学校でのCST実習生の受入 ・受入校数：2校			
	先端科学技術者の派遣授業の実施 ・実施回数：16回			
実施状況				
<p>①理科支援員を全小学校に配置し、理科教育の推進をしました。</p> <p>②横浜国立大学と連携した中核理科教員（CST）養成プログラムの実施については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。一方で、実施委員会を行い、令和3年度以降の実施の在り方や今後のコロナ対応について協議し、令和3年度も継続実施することになりました。</p> <p>③CST修了者を講師とする理科指導力向上のための教員研修は、新型コロナウイルスによる学校授業日の変更及び感染拡大防止のため中止しました。一方で、CST修了者が中心となり理科におけるプログラミング事例動画を作成し、好事例の共有を行いました。</p> <p>④市内中学校2校でのCST実習生の受入を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。</p> <p>⑤臨海部国際戦略本部と神奈川県立産業技術総合研究所（KISTEC）と連携して、先端科学技術者の派遣授業を21回行いました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①理科支援員の全校配置を継続しますが、国からの補助金の縮小により、継続配置に課題があります。理科教育の充実に向けて、現状に近い配置を目指します。</p> <p>②横浜国立大学と連携したCST養成プログラムについては、大学の教職大学院への一本化の影響により、前年度までと受講日程や講座数に変更されますが、大学と協議を続け、継続して事業を進めます。また、既に養成したCSTの活用を図っていきます。新型コロナウイルス感染症を踏まえ、CSTの養成については実施機関である横浜国立大学と協議し、令和3年度の現職教員CSTの養成を実施しますが、令和3年度については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、養成人数を大幅に削減して実施する予定です。既に養成したCSTの活用については、今後の学校の状況等を踏まえながら、活用場面や内容の検討をしていきます。</p> <p>③CSTによる理科指導力向上のための教員研修の実施については、働き方改革の流れを踏まえ、理科教育の研修日数や時間については短縮を考えつつ、内容をより充実させることで短縮分を補っていきます。</p> <p>④市内小・中学校でのCST実習生の受入れについては、教職大学院への一本化に伴い、これまでの大学院副専攻プログラムがなくなることから、令和2年度末をもって終了します。</p> <p>⑤先端科学技術者の派遣授業については、校務支援システムの回覧板機能を活用し、教員への広報に努めることで、実施回数の増加につなげます。</p>				

事務事業名	小中連携教育推進事業			
担当課	教育政策室（旧：教育改革推進担当）	関係課		
事業の概要	新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校などにつながる「中1ギャップ」が見られることから、小中9年間の系統的な教育の実施と、小学校から中学校への接続の円滑化を図ります。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	小中9年間を円滑に接続する小中連携教育の推進 ・全中学校区における継続実施			
	指定中学校区でのカリキュラム開発研究の推進 ・2年間の研究の総括 実践報告集の編集・発行や小中連携教育担当者会議の開催による有効な実践の共有 ・有効な実践の共有のための取組の実施	・2中学校区の指定及び研究実施	・2中学校区の指定及び研究実施	・2中学校区の指定及び研究実施
実施状況				
<p>①51中学校区の各連携校において、小中連携教育の重点に沿った計画的で実効的な小中連携教育に取り組みました。</p> <p>②2中学校区で支援教育の充実及び社会に開かれた教育課程の実現をめざすカリキュラム開発の研究を実施し、2年間の研究の総括として、取組内容をリーフレット等にまとめて学校や保護者、地域等に広報しました。</p> <p>③小中連携教育の有効な実践共有のために、各小中連携教育の実践報告及びカリキュラム開発校の成果報告会を実施しました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①51中学校区における小中連携教育については、小学校と中学校の接続に関する課題を連携校間において共有し、学習指導要領の改訂を踏まえた小中連携教育を推進していきます。</p> <p>②2中学校区における小中連携教育のカリキュラム開発の研究実施及び2年間の研究の総括については、学校間の連携に留まらず、地域住民や保護者とも目標を共有する社会に開かれた教育課程の実現に向けて、事業を発展的に展開していきます。</p> <p>③小中連携教育の有効な実践の共有のための取組の実施については、これまでの小中連携教育の成果等を検証し、学習指導要領の改訂を踏まえたこれからの小中連携教育の在り方について検討し、検討内容を共有をしていきます。</p>				

事務事業名	学校教育活動支援事業			
担当課	総合教育センター	関係課	指導課	
事業の概要	教育活動サポーターを配置することにより、学校のきめ細やかな指導を支援します。また、自然教室の実施等により、豊かな情操を養います。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	教育活動サポーターの配置 ・継続実施			
	小・中・特別支援学校における自然教室の実施（八ヶ岳少年自然の家等） ・継続実施			
実施状況				
<p>①学習支援や教育相談支援等を行う教育活動サポーターを小学校91校に計4,338回、中学校30校に計1,500回配置しました。</p> <p>②自然教室は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、小学校及び特別支援学校（小学部）は全校中止とし、中学校及び特別支援学校（中学部）は5校を延期後実施し、50校を中止としました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①学校のきめ細やかな指導を支援するため、引き続き教育活動サポーターの配置を行います。</p> <p>②自然教室については、児童生徒の豊かな情操を養うため、自然教室の実施など、学校における教育活動の支援に引き続き取り組みます。今後も新型コロナウイルス感染症のまん延状況等に注視しながら、健康チェック表を基に出発前の検温を記録、感染症対策を念頭に置いた実地踏査を行う等、感染リスクに配慮した運営をしていきます。</p>				

施策2	豊かな心の育成			
概要	「豊かな心」を育成するためには、自らを律しつつ、他者と協調し、他人を思いやる心や感動する心、社会性、公共の精神などを育てていく必要があります。子どもたちの健やかな成長のため、読書活動、体験活動などを通して、道徳教育や人権尊重教育等の充実を図り、命の大切さを実感させる「いのち・心の教育」をすべての教育活動の基盤としながら、豊かな人間性を育む取組を推進していきます。			
事務事業名	道徳教育推進事業			
担当課	総合教育センター	関係課		
事業の概要	「特別の教科 道徳」が実施されることを踏まえ、児童生徒が、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を養うことができるよう、道徳教育を推進します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた道徳教育の推進 ・担当者研修等の充実			
実施状況				
①学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、担当者の研修を動画配信で1回行いました。2回実施を予定していましたが、6月の分散登校と重なったため、教員の負担を考慮し、中止としました。教員経験5年以下を対象とした研修では、約280名が受講し、自校の実態を踏まえた道徳教育と道徳科の授業を計画し、実施した内容をレポートで提出する研修を行い、道徳教育の充実を図りました。				
課題と今後の取組				
①道徳教育の充実は喫緊の課題であるため、今後も継続して取り組む必要があります。次年度以降も担当者と教員経験5年以下の教員を対象に、各学校の道徳教育の目標の実現に向け、児童生徒の学びと教育活動を関連させた取組の事例や「特別の教科 道徳」の授業や評価についての研修を実施していきます。各学校の教育課程を踏まえ、道徳教育と関連させる教育活動を焦点化するなど、実態に応じて実施していくことの重要性を教員や各学校へ周知していきます。				

事務事業名	読書のまち・かわさき推進事業			
担当課	指導課	関係課	生涯学習推進課	
事業の概要	子どもから大人までが読書に親しめるよう、さまざまな読書活動を推進するため、学校司書の配置による読書環境の整備など、「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」に基づく取組を推進します。			
	H 3 0 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)
事業計画	「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」に基づく事業推進 ・計画に基づく取組の実施			・次期計画の策定
	総括学校司書及び学校司書の配置による学校図書館の充実 ・総括学校司書：21名 ・学校司書：28校 ・総括学校司書による司書教諭等への支援の継続実施	・総括学校司書：21名 ・学校司書：35校	・総括学校司書：21名 ・学校司書：42校	・総括学校司書：21名 ・学校司書：56校
	図書ボランティアによる読書活動の推進 ・読み聞かせ等の継続実施			
	図書担当教諭や図書ボランティアの資質向上のための研修の実施 ・研修実施回数：24回			
	「かわさき読書の日」を中心とした啓発広報の推進 ・かわさき読書週間における展示会等の継続実施			
	川崎フロンターレ等との連携による読書活動の推進 ・連携した取組の実施			
	家庭における子どもの読書活動の推進 ・「えほんだいすき」の作成・配布			
	関係機関と連携した情報交換 ・学校の研究会や部会等と連携協力した情報交換の継続実施 ・子ども読書活動連絡会議等を通じた情報交換			
実施状況				
<p>①「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域・学校における読書活動の推進に取り組みました。</p> <p>②総括学校司書の配置（21校）及び学校司書の配置（42校）を行いました。</p> <p>③図書ボランティアの活用による学校図書館の環境整備を推進しました。</p> <p>④図書ボランティア等の研修は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としましたが、書面による研修内容の共有等により研修の代わりとしました。引続き、新型コロナウイルス感染症のまん延状況等を注視しながら、書面での研修等を検討し、実施します。</p> <p>⑤川崎フロンターレと図書館との協働により現役選手による読み聞かせイベントを1回実施するとともに、ポスター、リーフレット、しおりを作成し、図書館等施設及び学校を通じて児童生徒に配布しました。また、市内の小学校（3校）においてフロンターレコーチ及び劇団ひとみ座による読み聞かせを実施しました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭における読書活動、地域における読書活動、学校等における読書活動、「かわさき読書の日」を中心とした啓発活動の推進を図ります。</p> <p>②総括学校司書の配置及び学校司書の全小学校への配置充実に向けて取り組みます。</p> <p>③図書ボランティアによる読書活動の推進に取り組みます。</p> <p>④図書ボランティア等の資質向上に向けた研修の実施については、新型コロナウイルス感染症のまん延状況等に注視しながら引き続き取り組みます。</p> <p>⑤川崎フロンターレとの連携・協働による読書活動の推進を引き続き図っていきます。</p>				

事務事業名	子どもの音楽活動推進事業			
担当課	指導課	関係課		
事業の概要	音楽のすばらしさを味わい、体験することを通して、子どもたちの豊かな感性を育み、生涯を通じて音楽を愛好する心情を育てられるよう、本格的なオーケストラ鑑賞や、市内の貴重な音楽資源を活用した音楽の体験活動を推進します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	ミューザ川崎シンフォニーホール等を活用した「子どものためのオーケストラ鑑賞」の実施 ・体験者数：9,000人以上			
	ミューザ川崎シンフォニーホールを舞台とする「子どもの音楽の祭典」の実施 ・継続実施			
	市内音楽大学と連携した「ジュニア音楽リーダー」（中学生）の育成 ・実施校数：20校程度			
実施状況				
①「子どものためのオーケストラ鑑賞」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、収容人数を半減して実施し、計5,229人が体験しました。（ミューザ川崎シンフォニーホール体験者数：4,081人／テアトロ・ジューリオ・ショウワ体験者数：1,148人） ②「子どもの音楽の祭典」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。 ③市内音楽大学と連携した「ジュニア音楽リーダー」育成事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、一部の大学（昭和音楽大学）で、7校の実施となりました。				
課題と今後の取組				
①「子どものためのオーケストラ鑑賞」については、新型コロナウイルス感染症対策に配慮し、より多くの子どもたちに音楽に触れる機会を提供できるよう充実に向けた取り組みを進めます。 ②「子どもの音楽の祭典」については、子どもたちが中心となって音楽活動に取り組めるよう、引き続き取り組みます。今後も新型コロナウイルス感染症のまん延状況等に注視しながら、感染リスクに配慮した運営をしていきます。 ③「ジュニア音楽リーダー」の育成については、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に配慮して取り組みます。				

事務事業名	人権尊重教育推進事業			
担当課	教育政策室（旧：人権・共生教育担当）	関係課		
事業の概要	子どもたちの人権感覚、人権意識の向上を図ります。また、「川崎市子どもの権利に関する条例」の周知と正しい理解の促進を図ります。			
	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
事業計画	人権尊重教育推進会議の開催を通じた人権尊重教育についての情報共有や意見交換の実施 ・開催：2回			
	人権尊重教育研究推進校・実践校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施 ・研修参加者数：2,450人			
	人権教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用 ・補助教材の作成・配布			
	子どもの権利学習派遣事業の実施 ・派遣学級数：105学級			
実施状況				
<p>①人権尊重教育推進会議を书面開催で2回実施しました。</p> <p>②人権尊重教育研究推進校3校、実践校2校を定め、学校での人権尊重教育推進の取組を継続したことで、具体的な人権尊重の視点に立った指導や支援の実践を通して人権尊重の学校づくりを進めることができました。また、研修については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、形態を変えて実施し、2,878人が参加しました。</p> <p>③人権補助教材の検討及び配布を継続するとともに、市民文化局による「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」リーフレットの内容に対する助言や学校への配布について協力するとともに、条例に関する指導資料の作成を行いました。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症対策により実施を取りやめる学校が多い中、18校66学級で子どもの権利学習派遣事業を実施しました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①人権尊重教育推進会議については、会議の在り方や持ち方の検討を行いながら、引き続き実施していきます。</p> <p>②人権尊重教育研究推進校・実践校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施については、開催方法の工夫、内容の充実を図りながら、引き続き実施していきます。</p> <p>③人権教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用については、教職員のアンケート等を参考にしながら内容の改善を図り、引き続き実施していきます。また、今年度作成した条例リーフレットや指導資料について、全教職員を対象とした普及啓発を進めていきます。</p> <p>④子どもの権利学習派遣事業については、学校が取り組みやすい手法を講師派遣団体と共に研究し、学校での積極的な実施を働きかけていきます。</p>				

事務事業名	多文化共生教育推進事業			
担当課	教育政策室（旧：人権・共生教育担当）	関係課		
事業の概要	子どもたちの異文化理解と相互尊重をめざした学習を推進します。また、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。			
	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
事業計画	民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を「民族文化講師」として派遣 ・派遣校数：53校（157人）			
	外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換 ・外国人教育推進連絡会議の開催			
	各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換 ・実践事例報告会の開催による情報交換の実施			
実施状況				
<p>①民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を「民族文化講師」として派遣する取組については、延べ193人の民族文化講師を66校に派遣しました。</p> <p>②外国人教育推進連絡会議については、新型コロナウイルス感染拡大により1回中止、1回書面開催しました。これまでの会議での意見聴取した内容を反映した「外国につながるある児童生徒・保護者のための支援事業一覧（学校版）」を作成し、配付しました。</p> <p>③実践事例報告会は中止となりましたが、実践集録により各学校の取組状況についての情報提供を行いました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①民族文化講師ふれあい事業については、文化体験のバリエーションを増やししながら、希望する学校が実施できるよう可能な限り規模を拡大して継続していきます。</p> <p>②外国人教育推進連絡会議については、会議の在り方や持ち方の検討を行いながら、引き続き実施していきます。</p> <p>③各学校の多文化共生教育の充実に向けた実践事例報告会については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を見据えながら、効果的な学校間の情報共有が図れるよう、手法を検討していきます。</p>				

施策3	健やかな心身の育成
概要	「健やかな心身」を育成するには、たくましく生きるための健康な体や体力を育んでいく必要があります。生涯にわたって健やかに生き抜く力を育むために、心身の調和的な発達を図ることは大変重要です。本施策では、子どもの体力向上のための方策の推進やさらなる食育の充実など、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎を培う取組を推進していきます。

事務事業名	子どもの体力向上推進事業			
担当課	健康教育課	関係課		
事業の概要	児童生徒の健全な心身の育成をめざし、地域スポーツ人材を活用しながら学校体育活動の充実を図ります。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	中学校総合体育大会、市立小学校地区別運動会、小学校陸上記録会の実施 ・各種大会の継続実施			
	休み時間等を活用した外遊びや長縄跳びなどに取り組む「キラキラタイム」の推進 ・全小学校での「キラキラタイム」の継続実施			
	学校体育への武道等指導者派遣の実施 ・継続実施			
	顧問教諭と連携・協力して技術的指導を行う部活動指導者の派遣 ・継続実施			
	全国大会等出場者への旅費等の補助 ・継続実施			
	中学校におけるオリンピック・パラリンピアンとの交流事業（講演会やパラスポーツの体験など）の実施 ・実施校数：10校			
実施状況				
<p>①中学校総合体育大会は実施しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市立小学校地区別運動会、小学校陸上記録会は中止としました。</p> <p>②休み時間等を活用した外遊びや長縄跳びなどに取り組む「キラキラタイム」を実施しました。</p> <p>③学校体育への武道等指導者派遣の実施については、国の委託事業の見直しに伴い、平成30年度末をもって事業を終了しました。</p> <p>④顧問教諭と連携・協力して技術的指導を行う部活動指導者を39校に派遣しました。</p> <p>⑤全国大会出場者への旅費等を補助しました。</p> <p>⑥中学校におけるオリンピック・パラリンピアンとの交流事業（講演会やパラスポーツの体験など）を12校で実施しました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①中学校総合体育大会等を引き続き実施します。なお、実施の可否については新型コロナウイルス感染症の流行状況を精査して判断するとともに、実施する場合は感染症拡大防止の対策を図ります。</p> <p>②全小学校でのキラキラタイムの取組を引き続き実施します。</p> <p>③武道等の指導者派遣は、国の委託事業の見直しに伴い、平成30年度末をもって事業終了しました。</p> <p>④部活動指導者の派遣は、部活動指導員の配置計画に併せて段階的に事業規模を縮小しますが、配置計画数を十分に活用できるように各学校へ事業内容等の周知を図ります。</p> <p>⑤全国大会出場者に対する旅費等の補助を引き続き実施します。</p> <p>⑥オリンピック・パラリンピアンとの交流事業は令和2年度をもって事業を終了します。</p>				

事務事業名	健康教育推進事業			
担当課	健康教育課	関係課		
事業の概要	健やかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実に図ります。			
	H 3 0 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)
事業計画	喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康教育の推進 ・保健の授業等で継続実施			
	児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応の推進 ・養護教諭や栄養士等を対象とした研修の継続実施			
	学校保健安全法に基づく各種健康診断の実施			
	スクールヘルスリーダー派遣による若手の養護教諭等への支援 ・派遣数：6名			
実施状況				
<p>①薬物乱用防止教室については、中学校・高等学校で全校各1回以上の実施を予定していましたが、一部の学校で新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休校の影響や、感染防止対策の観点から中止となりました。</p> <p>②児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応のため、講演会を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止としました。</p> <p>③学校保健安全法に基づく就学時の健康診断及び定期健康診断（心臓病、尿、結核含む）を実施し、疾病の予防に向けた受診指導や健康観察等、児童生徒の健康管理を行いました。</p> <p>④スクールヘルスリーダー5名を6校に派遣し、若手の養護教諭等への支援を行いました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①児童生徒の健康教育の推進のため、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を図りながら、薬物乱用防止教室などを引き続き実施します。</p> <p>②児童生徒のアレルギー疾患に適切に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を図りながら、引き続き研修を実施していきます。</p> <p>③学校保健安全法に基づき、各種健康診断を実施します。</p> <p>④若手の養護教諭等への支援のため、引き続きスクールヘルスリーダーの派遣を行います。</p>				

事務事業名	健康給食推進事業 ★				
担当課	健康給食推進室	関係課			
事業の概要	児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効果的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。				
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	
事業計画	川崎らしい特色ある「健康給食」の推進 ・食材や味付けにこだわった、健康的で、美味しい給食の提供 JAセレサ川崎との連携による「かわさきそだち」の野菜の使用 ・継続実施				
	(株)タニタとの包括協定に基づく健康プログラムの推進 ・健康プログラムの実施				
	小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進 ・学校給食を活用したさらなる食育の充実 ・学校における食に関する指導プラン（小・中）の改訂に向けた取組の実施	・学校における食に関する指導プラン（小・中）の改訂・配布			
	中学校完全給食の円滑な実施 ・中学校全52校における円滑な給食運営 ・学校給食センターPF1事業モニタリングの実施				
	小学校及び特別支援学校の給食充実にに向けた取組の推進 ・老朽機器の計画的更新の継続				
	献立の充実にに向けた取組 ・献立の充実にに向けた給食費の改定				
	給食調理業務の委託化の実施 ・退職動向に合わせた委託化の実施				
	安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援 ・補助金支給の継続実施				
	給食費管理等についての調査・研究 ・調査・研究の実施	・調査・研究の結果を踏まえた取組の検討	・調査・研究の結果を踏まえた取組の実施		
	実施状況				
<p>①川崎らしい特色ある「健康給食」の推進については、主要食材は国産品を使用し、和風の天然だしを使った薄味で美味しい味付けの工夫や、「かわさきそだち」の野菜を使用した献立を提供するなど、「健康給食」をコンセプトとした中学校給食を推進しました。</p> <p>②小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進については、栄養教諭を中核としたネットワークを活性化し、中学校区を拠点とした小・中学校のグループ化に組み直すなど、小・中学校間の連携を強化しました。また、改訂した「学校における食に関する指導のてびき」の活用について、説明会を次年度に延期しましたが、文書等により周知を図りました。</p> <p>③中学校給食の円滑な実施については、学校給食センターPF1事業モニタリングを適切に実施し、安全で安心な給食を安定的かつ円滑に提供しました。</p> <p>④小学校及び特別支援学校の給食充実にに向けた取組の推進については、小学校では令和2年度からの外国語教育の本格実施に伴う授業数増に対応するため、給食実施回数を増やしました。また、故障による機器の交換及び計画的な老朽機器の更新を28校で実施し、給食調理業務を新たに2校で委託化を実施しました。</p> <p>⑤安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援については、安定的に低廉で良質な給食物資を供給するため、給食物資の検査や苦情発生時の迅速な対応を給食会と連携して行いました。また、給食会の運営体制を維持していく上での適切な費用を補助し、健全な経営に向けた支援を行いました。</p> <p>⑥給食費管理等についての調査・研究の結果を踏まえ、学校給食費を市の予算として管理する公会計化の実施に向け、給食費徴収システムを構築したほか、公会計化後の業務の手法を整備しました。</p>					
課題と今後の取組					
<p>①川崎らしい特色ある「健康給食」の推進については、児童生徒の健全な身体の発達に資するため、継続して「健康給食」を推進していきます。</p> <p>②小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進については、生涯健康な生活を送るための基礎を育むため、継続して小中9年間にわたる一貫した食育及び家庭まで広がる食育を推進していきます。</p> <p>③中学校給食の円滑な実施については、モニタリングを継続して行うなど、中学校給食を円滑に実施していきます。</p> <p>④小学校及び特別支援学校の給食充実にに向けた取組の推進については、老朽機器の計画的な更新や学校給食調理員の退職動向に合わせた給食調理業務の委託化を実施するなど、継続して小学校及び特別支援学校の給食充実にに向けた取組を行います。</p> <p>⑤安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援については、学校給食費の公会計化により変更となる学校給食会の給食物資調達業務への関わりに合わせて運営支援を行います。</p> <p>⑥教職員の負担軽減を図るため、公会計化を円滑に実施していきます。</p>					

施策4 教育の情報化の推進

概要 将来の予測が難しい社会において、氾濫する情報の中から、何が重要かを主体的に考え、見出した情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくためには、「情報活用能力（情報モラルを含む）」の育成が重要です。また、子どもたちが、学習や日常生活の中で情報技術を手段として活用する力を身につける一方、教員はICTの特性を活用した、より「分かる授業」を実現していくことが重要です。「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づき、児童生徒の情報に関する資質・能力を高めるとともに、学校の取組を効果的に支援するために必要な環境を整備し、教育の情報化を推進します。

事務事業名	教育の情報化推進事業			
担当課	総合教育センター	関係課		
事業の概要	「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づき、ICT機器整備や研修の充実を図り、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、学校業務の効率化に向けた取組を推進します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく事業推進 ・計画に基づく取組の実施			
	児童生徒の情報活用能力の育成の推進 情報化推進モデル校を活用した取組の実施 ・モデル校による研究	・研究成果を活かした取組の実施		・次期計画の策定
	タブレット型PC等を活用した教員のICT機器の活用能力の向上及び授業における活用推進 ・機器の更新・整備及び活用			
	業務の効率化に資する校務支援システムの活用推進 新システム移行に向けた取組 ・設計	・開発・仮稼働	・本稼働	
	情報システムのネットワーク環境の在り方の検討及び効率化の取組の推進 ・ネットワーク環境の在り方の検討	・検討結果に基づく取組の推進		

実施状況

- ①「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく取組の実施について、本計画における3つの方針に対する27項目の各事務事業の推進を図りました。
- ②児童生徒の情報活用能力の育成のための情報化推進モデル校による研究の実施について、情報化推進モデル校4校で情報活用能力育成のための研究を進め、公開授業及び研究のまとめを行いました。
- ③タブレット型PC等を活用した教員のICT機器の活用能力の向上及び授業における活用推進について、GIGAスクール構想により整備される環境も想定した教職員の授業力向上のための各校悉皆の研修を16回、その他研修等を74回行いました。
- ④業務の効率化に資する新校務支援システムの円滑な運用及び効果的な活用の推進及び新システムの本稼働について、システム安定稼働の管理をしながら、円滑な認証システム等の刷新、評価項目変更等による帳票の見直し等を行いました。
- ⑤情報システムのネットワーク環境の在り方の検討結果に基づく取組の推進について、GIGAスクール構想による新たな教育用ネットワークの増強を進め、学校内のネットワーク環境全体の在り方について検討を始めました。
- ⑥国のGIGAスクール構想に基づき、令和2年度補正予算により義務教育課程1人1台端末の配備など、子どもたちの学びを支えるICT環境の整備を行いました。

課題と今後の取組

- ①「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」をもとに、新しい学習指導要領の内容を踏まえ、各事務事業の推進に取り組むとともに、推進計画の見直しを図ります。
- ②児童生徒の情報活用能力の育成や教員の授業力の向上に向け、GIGAスクール構想環境の活用を踏まえ、総合教育センターや情報化推進モデル校、研究協力校等による先行研究の成果を速やかに他の学校の取組に活かせる体制を構築し、活用の推進を図ります。
- ③GIGAスクール構想の実現に向け、義務教育段階1人1台端末等整備された環境を生かした授業活用を目指し、研修を行うことにより、さらなるICT活用の推進に取り組んでいきます。
- ④校務支援システムの活用推進により、学校業務の効率化を目指していきます。
- ⑤学校に導入されている情報システムや機器の状況を再整理し、ネットワーク環境の最適化に向けた検討を進めていきます。
- ⑥GIGAスクール構想の実現により導入された1人1台端末について、情報セキュリティに配慮し、適切に保守管理していく必要があります。

施策5	特色ある高等学校教育の推進
概要	グローバル化、情報化の進展などの社会状況の変化に伴い、生徒の能力や適性、興味・関心、進路希望等が一層多様化しています。本施策では、市立高等学校で学ぶ生徒一人ひとりが、多様な人々と協力し、主体性を持ってさまざまな課題の解決を図っていくために必要となる力を身につけることができるよう、各校の特色を活かした多様な学習ニーズに対応する教育活動の充実を図り、魅力ある市立高等学校づくりに向けた取組を推進していきます。

事務事業名	魅力ある高校教育の推進事業			
担当課	指導課	関係課		
事業の概要	「市立高等学校改革推進計画」に基づき、生徒・保護者・市民のニーズに応じた、魅力ある高校づくりを進めるとともに、川崎高校及び附属中学校における中高一貫教育や定時制課程の生徒の自立支援の推進を図ります。			
	H 3 0 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)
事業計画	「市立高等学校改革推進計画」に基づく取組の推進 ・第1次計画の検証・評価及び第2次計画策定に向けた検討	・第2次計画の策定	・計画に基づく取組の実施	➡
	高等学校における聴講生制度、図書館開放、開放講座の実施 ・講座実施数：10回程度			➡
	定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援の実施 ・相談・支援の実施			➡
	川崎高校及び附属中学校における中高一貫した体系的・継続的な教育の推進 ・中高一貫教育推進の継続実施			➡
実施状況				
<p>①川崎市立高等学校改革推進計画第2次計画に基づき、新たな価値を生み出す豊かな創造性、グローバル化の中で多様性を尊重する力の推進等に取り組みました。</p> <p>②図書館開放を209日実施しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開放講座は開催を見送ることとなり、聴講生制度の講座は、一部開催となりました。</p> <p>③定時制生徒の将来の自立に向け、3校で相談・支援を実施しました。</p> <p>④ICTを活用した新たな学習の推進や、国際理解教育等に取り組みました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①川崎市立高等学校改革推進計画第2次計画に基づく取組については、新たな価値を生み出す豊かな創造性、グローバル化の中で多様性を尊重する力の推進をします。</p> <p>②図書館開放については、高校に対する地域住民の理解や交流を深めるために、引き続き、聴講生制度や図書館開放、開放講座の実施に取り組めます。今後も新型コロナウイルス感染症のまん延状況等に注視しながら、感染リスクに配慮した運営をしていきます。</p> <p>③定時制生徒に対する学習支援や就労支援の充実については、将来の自立に向け、相談・推進に取り組めます。</p> <p>④川崎高校及び附属中学校については、中高一貫した体系的・継続的な教育を推進します。</p>				

基本政策Ⅲ

一人ひとりの教育的ニーズに対応する

現状と課題

・特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加傾向にあり、また、障害も重度化、多様化していることから、さまざまな障害に応じた専門的な教育や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の在り方や適切な教員配置、教育環境の整備が課題となっています。

・通常学級においては、発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境、外国にルーツを持つ子どもなど、さまざまな教育的ニーズのある子どもが増加している状況の中、学校では、子どもが抱える課題に対して、組織的な支援を進められるよう校内支援体制の構築を図るとともに、保健・医療・福祉等の専門機関と連携しながら一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を総合的に進めていく必要があります。

・いじめの認知件数は、近年、中学校ではほぼ横ばいを推移し、小学校では増加傾向を示しており、本市では、「かわさき共生＊共育プログラム」を通じて、社会性や豊かな人間関係づくり、人間関係によるトラブルの未然防止を図るとともに、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づいたいじめの早期発見・早期対応を図っています。今後も、より一層学校全体で支援する校内体制を確立することが重要です。

政策目標

障害の有無や生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもが大切にされ、いきいきと個性を發揮できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育（支援教育）を学校教育全体で推進します。

主な取組成果

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、小・中学校通級指導教室の課題や今後の在り方について、有識者や関係機関を交えて検討を行いました。また、支援人材の充実や施設整備による教育環境の改善に向けた取組を進めました。

「かわさき共生＊共育プログラム」については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う児童生徒の心のケアに向け、人間関係づくりのスキル獲得や向上を目指した新エクササイズを作成し、オンラインで実践形式の研修会を行いました。また、一人一台に整備された端末を活用したエクササイズを開発し、児童生徒指導の支援の充実を図りました。

新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休業明けの児童生徒及び保護者の不安に寄り添いながら心のケアを行うとともに、不登校や学校に居場所を見つけづらい児童生徒への相談活動を継続して実施しました。

帰国・外国人児童生徒について、国際教室担当教員及び巡回非常勤講師の配置により、日本語指導が必要な全ての対象児童生徒に特別の教育課程による日本語指導を実施したほか、日本語指導の初期段階や中学校への学習支援、学校生活への適応を支援するために、日本語指導初期支援員の配置を行いました。また、希望する学校などに通訳機器を136台配置し、児童生徒及び保護者とのコミュニケーション支援の充実を進めました。さらに、プレスクール（就学前の学校説明会）を全区で開催し、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒や保護者の支援を行いました。

参考指標

※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。

指標名	実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
支援の必要な児童の課題改善率	94.6% (H29(2017))	93.2%	89.2%	90.9%		95.0%以上
各小学校において把握している、支援の必要なすべての児童数に対して、その後の支援によって課題が改善及び改善傾向にある（12月時点）児童の割合【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						
支援の必要な児童に対する支援の未実施率	0.6% (H29(2017))	0.1%	0.2%	0.0%		0.0%
各小学校において把握しているすべての支援の必要な児童数に対して、その後の支援が実施できなかった（12月時点）児童の割合【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						
個別の指導計画の作成率 (小・中・高等学校)	70.0% (H28(2016))	96.0%	96.0%	94.9%		100%
すべての市立小・中・高等学校数に占める、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対して個別の指導計画を作成した学校の割合【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						

指標名		実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
いじめの解消率 *	小学校	83.2% (H28(2016))	73.5%	71.8%	73.1%		85.0%以上
	中学校	91.8% (H28(2016))	85.8%	89.0%	81.9%		92.0%以上
いじめが解消した割合(解消した件数/認知件数×100)【出典:川崎市教育委員会事務局調べ】							
いじめに関する意識*	小6	77.9% (H29(2017))	83.2%	82.5%	-		82.0%以上
	中3	66.7% (H29(2017))	74.3%	71.9%	-		74.0%以上
「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合【出典:全国学力・学習状況調査】							
不登校児童生徒の出現率 *	小学校	0.52% (H28(2016))	0.59%	0.72%	0.94%		0.30%以下
	中学校	3.82% (H28(2016))	4.24%	4.62%	4.76%		3.34%以下
何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、連続又は継続して30日以上欠席した児童生徒数の割合(不登校児童生徒数/全児童生徒数×100)【出典:川崎市教育委員会事務局調べ】							

*参考指標「いじめの解消率」及び「不登校児童生徒の出現率」については、出典元の調査取りまとめの関係で、1年度前の数値を記入しています。

*参考指標「いじめに関する意識」については、令和2年度は全国学力学習状況調査が実施されていないため、記載をしていません。

主な課題

特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあることから、特別支援学校や通級指導教室等における取組を充実させるとともに、国の動向も見据えながら、神奈川県と連携し特別支援学校の受け入れ枠拡充に向けた取組を進める必要があります。

豊かな人間関係を育む「かわさき共生* 共育プログラム」について、「かわさきGIGAスクール構想」による一人一台端末が整備されたことを踏まえたエクササイズと効果測定のためのアンケートの実施方法を改善する必要があります。

不登校児童生徒の出現率は年々上昇しており、児童生徒の社会的自立を目指して、個々の状況に合わせた支援の取組を進める必要があります。また、ゆうゆう広場(適応指導教室)については、社会環境の変化などを考慮し活動内容を精選する必要があります。

児童生徒や保護者に対する相談の質を高め、児童生徒の抱える課題の解決を支援していく必要があります。

日本語指導のための特別の教育課程を実施しながら、教員の指導力のさらなる向上に向けて研修や情報提供を進めることで、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・支援体制を充実させる必要があります。また、プレスクールでは参加者のニーズを分析しながら回数や内容を改善し、効率的な実施方法を検討する必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

特別支援学校では地域の特別支援学級を支援する役割があるが、個別対応だけでなく、周辺校を含む全体的な対応策を示し、困難が生じる前にサポートができるよう情報共有を行っていくことが求められる。

特別支援学級に通うほどではないが、通常の学級で困っている発達障害のある子どもたちに対して、支援が拡充できるとよい。

子どもの貧困が拡大し、児童虐待やヤングケアラーの問題が表出している。LGBTなどのマイノリティーに悩む子どもたちも多くいるため、子どもたちが悩んだときにいつでも気兼ねなく相談できる体制が必要。異性の学級担任には相談しづらいこともあるため、児童支援コーディネーターや養護教諭、スクールカウンセラーなどの配置拡充をすることが望ましい。

今後の取組の方向性

特別支援学校における児童生徒の増加について、設置義務者である神奈川県とより一層連携し、受入枠拡充等の対応を推進していきます。また、通級による指導を受けている児童生徒についても増加しており、通級指導教室の指導体制の充実に向けて検討を進めていきます。

特別支援学校と地域の小・中学校との連携については、特別支援学校のセンター的機能の拡充に向けて、より効果的な訪問体制や小・中学校との連携方法を検討し、通常の学級に在籍する支援を必要とする児童生徒への支援と、特別支援学級に在籍する児童生徒への支援の充実が図られるように取組を進めていきます。

「かわさき共生＊共育プログラム」については、実践形式の研修会を継続して行うとともに、これまでのエクササイズと効果測定のために行ってきたアンケートを「かわさきGIGAスクール構想」により導入された一人一台端末で実施する方法に見直しを行い、効率的にデータを蓄積し活用していきます。

不登校児童生徒については、さまざまな背景や原因があるため、個々の状況を的確に把握し、一人ひとりに寄り添った支援やICTを活用した学習支援を行っていきます。また、ゆうゆう広場（適応指導教室）については、市内6か所の運営を継続しながら、体験活動やフリースクールとの連携など、さまざまな取り組みを通して、自己肯定感を高め、将来的に社会的自立につながるよう、支援を進めていきます。

いじめ、不登校、貧困、児童虐待等に対して、未然防止、早期発見、早期対応を行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの配置の見直しを検討する等、組織的な教育相談体制を構築し、教育相談のさらなる充実を図ります。

研修等を実施し、国際教室担当教員及び非常勤講師の日本語指導に関する専門性及び指導力の向上を図り、児童生徒一人ひとりのニーズに合った支援の実現を目指します。また、プレスクールを実施する等、円滑な就学に向けた支援を行っていきます。

施策1	共生社会の形成に向けた支援教育の推進
概要	本市では、共生社会の形成をめざし、特別支援教育のさらなる充実を図るとともに、教育的ニーズのあるすべての児童生徒を対象とした支援教育を推進します。すべての子どもが必要な教育的支援を受け、できる限り同じ場で学ぶことを通じて、学習に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごす中で助け合い、支え合って生きていく力を身につけることをめざします。

事務事業名	特別支援教育推進事業 ★			
担当課	指導課	関係課		
事業の概要	「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	<p>特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援 ・言語通級への担当教員の追加配置</p> <p>小・中学校通級指導教室の運営 ・小学校言語・情緒関連：各区に設置 ・中学校情緒関連：市内3か所に設置</p> <p>個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進 ・継続実施</p> <p>特別支援教育研修の実施による専門性の向上 ・見直しを図りながら、学びの場に応じた研修を継続的に実施</p> <p>医療的ケアを必要とする児童生徒への支援 ・児童生徒の状況に応じた支援の実施</p> <p>長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施 ・長期入院・入所児童生徒への指導者配置</p> <p>一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校における体制の整備 ・特別支援教育コーディネーターによる支援 ・小・中・高等学校への特別支援教育サポーターの配置</p> <p>児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進</p> <p>一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の推進 教育支援会議の適切な運用等を通じた相談・支援体制の整備 ・相談・支援の実施</p>	<p>・小・中学校への支援の実施</p> <p>・国等の動向を見据えながらの運営改善の検討</p>		

実施状況

- ①特別支援学校センター的機能担当者が、対象児童生徒が在籍する107校に支援を行いました。通級指導教室センター的機能担当者が、通級による指導を受ける児童生徒の在籍小中学校を中心に、延べ1,015回の訪問を行いました。
- ②年3回の通級設置校長連絡会、通級企画運営会議において、国や他自治体の動向の情報提供を行うとともに、在り方検討会議を開催し、通級指導教室の課題や今後の在り方について検討を行いました。
- ③学習指導要領改定を機に、サポートノート（個別的教育支援計画）について見直しを行い、発達段階に合わせて連携しやすいように工夫しました。
- ④必須研修・希望研修の実施については、43回以上を目標としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響や、学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における業務の適正化等による研修の見直し等により30回となりました。今後は、新型コロナウイルス感染症の状況を注視するとともに、教員の専門性の向上が効果的に図られるよう、関係機関と調整し、研修方法や内容について検討を進めます。
- ⑤対象児童生徒23名に対し個々の医療的ケアの状況に応じた看護師配置を行い、うち10名を対象に自立支援を行いました。
- ⑥東横恵愛病院訪問部延べ176名、聖マリアンナ医科大学病院院内学級延べ71名の児童生徒の学習支援を実施しました。
- ⑦小学校114校、中学校51校、高等学校4校（全・定）にサポーターを配置しました。配置回数については、21,638回以上を目標としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、21,092回となりました。
- ⑧小中学校での通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習については165校で実施し、特別支援学校在籍児童生徒の居住地校交流については24名が実施しました。
- ⑨就学相談について、他機関との連携を密に行って適切に進めるとともに、より適切な書式に改善しました。

課題と今後の取組

- ①特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援については、引続き支援を充実させるとともに、特別支援学校対象児童生徒の増加への対応として、県教委等の動向も見据えながら、全市的な検討をさらに進めます。
- ②小・中学校通級指導教室の運営及び国等の動向を見据えながらの運営改善の検討については、令和2年度の検討を踏まえ、運営の改善に向けた取組を推進します。
- ③サポートノートの改訂版について、目的や活用方法を周知し、活用促進を図ります。
- ④進学・進路についての研修を含めた各種研修を引き続き充実させるとともに、関係機関と調整し、研修方法や内容について検討します。
- ⑤医療的ケアについては、児童生徒の自立を見据えた支援のさらなる充実を図ります。
- ⑥入院期間の短期化に伴い、入退院を繰り返す児童生徒への学習支援の在り方を検討します。
- ⑦特別支援教育サポーターについて、支援の必要な児童生徒の増加を踏まえ、配置数の拡大や現場の実情に対応しやすい柔軟な運用方法の検討等を進めます。
- ⑧居住地交流の実現に向けた取組の推進や特別支援学校在籍児童生徒に対する副次的な学籍について検討します。
- ⑨就学相談では、保護者に十分な情報提供がなされるように、川崎市のホームページ上で説明会資料や動画を公開するとともに、区役所の窓口で説明会資料や学校見学の予定が入手できるように配慮します。進学相談では、5年時より進学意向調査を実施します。

事務事業名	共生・共育推進事業			
担当課	教育政策室（旧：教育改革推進担当）	関係課		
事業の概要	豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定」の活用により、児童生徒指導の充実を図ります。			
	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
事業計画	各学校における年間6時間（標準）の授業の実施による「かわさき共生＊共育プログラム」の推進			
	担当者研修の実施 ・年2回の継続実施			
	研究協力校での効果測定・検証 ・効果測定・検証の継続実施			
	エクササイズ集を活用した取組の実施 ・新エクササイズに対応した職員研修の充実			
実施状況				
<ol style="list-style-type: none"> ①「かわさき共生＊共育プログラム」担当者研修の実施（年2回）については、計画通り2回（4月書面開催、8月オンライン開催）実施しました。書面開催におけるアンケート実施とその後の対応により、学校支援を行いました。 ②効果測定・検証については、研究協力校を含む、要請校内研修等をのべ17回実施しました。新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、例年の研修期間が学校の休業日となったこと、また、教職員の感染予防の観点から集合しての研修が中止になったことから、要請訪問研修の回数は減少しましたが、協力校情報交換会を開催し、児童生徒理解に基づく指導の重要性について研修を行うとともに、今後の取組についての提案等を行って学校の取組を支援しました。 ③新型コロナウイルス感染症拡大に伴う児童生徒の心のケアに向けた新エクササイズを作成し、オンラインで実践形式の研修会を行いました。また一人一台端末整備に向けてICTを活用したエクササイズを開発し紹介しました。新型コロナウイルス感染症による臨時休業で、総授業時間数が減りましたが、エクササイズの年間標準6時間実施に向け努力しました。 				
課題と今後の取組				
<ol style="list-style-type: none"> ①「かわさき共生＊共育プログラム」担当者研修会と学校要請研修会の実施については、各学校の実践の支援のため必要であり、総合教育センターの教育相談事業と連携をとりながら、今後も継続していきます。また、学校の実情に合わせて研修内容や形態を工夫しながら学校要請研修等を行います。 ②研究協力校での効果測定・検証については、効果測定を活用した検証方法について検討をしながら支援を継続していきます。 ③新エクササイズを活用した取組の実施については、エクササイズを活用した実践形式の研修会の希望があるため、今後も継続していきます。また、GIGAスクール構想による教職員への一人一台端末整備を見据え、これまでのエクササイズと効果測定のためのアンケート実施方法を見直し、各学校での標準6時間実施を支援していきます。 				

事務事業名	児童生徒支援・相談事業			
担当課	総合教育センター	関係課	教育政策室(旧:教育改革推進担当)	
事業の概要	不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、児童支援コーディネーターやスクールカウンセラー等の配置・活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。			
	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
事業計画	児童支援コーディネーターを中心とした小学校における児童支援の推進 ・スキルアップに向けた研修の実施			
	スクールカウンセラーを活用した専門的相談支援の充実 ・全中学校への継続配置 ・学校巡回カウンセラーの全小学校、特別支援学校及び高等学校への派遣継続実施			
	スクールソーシャルワーカーの各区への配置による、子どもがおかれている状況に応じた支援 ・スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援及び関係機関との連携強化			
	多様な相談機能の提供 ・多様な相談機能による相談支援の実施			
実施状況				
<p>①児童支援コーディネーターのスキルアップに向けた研修を新型コロナウイルス感染症流行禍ではありましたが、形式を工夫し、10回実施することができました。</p> <p>②スクールカウンセラーについては、市内全52の中学校に配置し、週1回、年280時間で相談を実施しました。</p> <p>③課題のある児童・生徒の家庭等への支援をするとともに、児童支援コーディネーター研修に参加するなどして、学校との連携を強化しました。</p> <p>④電話相談、来所相談、不登校家庭訪問相談、こども電話相談などを中心にした相談の受け入れ体制を整備し、実施しました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①児童支援コーディネーターの相談への対応能力を向上するための研修については、新型コロナウイルス感染症を踏まえた実施形態・回数で今後も実施していきます。</p> <p>②学校巡回カウンセラーについては、優秀な人材を確保し、児童生徒やその保護者に対する相談の質の向上をするために、給与水準の引き上げを行います。</p> <p>③学校を始めとする関係機関との連携を強化することにより、各家庭への支援の充実を図ります。</p> <p>④既存の相談機能を維持継続し、関係機関への告知を徹底、強化することによって、市民サービスの向上を図ります。</p>				

事務事業名	教育機会確保推進事業			
担当課	総合教育センター	関係課		
事業の概要	不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、きめ細やかな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につなげるとともに、中学校夜間学級の運営を行うなど、教育の機会確保を推進します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援のための居場所としての適応指導教室運営 ・市内6か所の運営継続実施			
	子どもたちの目線により近い支援・相談のためのメンタルフレンドの活用 ・継続実施			
	既卒者の学び直しを含む多様なニーズに対応する夜間学級の運営 ・西中原中学校夜間学級の運営継続実施			
	・希望者に対する入学及び編入相談の充実			
実施状況				
<p>①各学校に対して、ゆうゆう広場（適応指導教室）の周知をしました。スクールカウンセラーや児童支援コーディネーターの研修時に周知するなどして、学校内で相談の中心となる職員へ周知しました。各広場では、学校へ復帰することや社会的な自立につながるより良い支援を検討し、運営をしました。</p> <p>②市内6か所のゆうゆう広場（適応指導教室）に、登録人数に応じて、それぞれ2名～4名のメンタルフレンドを配置しました。子どもたちは年齢が近いため、より親近感を持って接することができるため、教育相談員とは違う形での支援を行いました。</p> <p>③西中原中学校夜間学級について市民の方々に広く周知するとともに、夜間学級への希望者に対して、入学・編入相談や入学前見学、体験入学、入学手続きなどが円滑に行えるよう、学校と教育委員会が連携を図り、運営を進めました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①ゆうゆう広場（適応指導教室）の運営は今まで通り継続しつつ、各広場での活動内容については、社会環境の変化等を考慮し、精選します。</p> <p>②メンタルフレンドについては、各大学、大学院での広報活動を実施し、今年度と同程度の人員を確保し配置します。</p> <p>③入学希望者のニーズに応じた教育の機会が確保されるよう、学校の支援体制等を見直し、学校と連携しながら夜間学級の周知方法や、入学・編入相談の充実を図ります。</p>				

事務事業名	海外帰国・外国人児童生徒相談事業			
担当課	教育政策室（旧：総合教育センター）	関係課		
事業の概要	学校と関係機関が連携して、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めます。また、日本語指導協力者（学習支援員）を派遣するとともに、特別の教育課程による日本語指導体制づくりを進めます。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ・継続実施			
	日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の充実 ・派遣の継続実施			
	帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会及び国際教室担当者連絡協議会の実施 ・継続実施			
	日本語指導のための特別の教育課程の実施 ・国際教室（日本語教室）における継続実施 ・全小・中・特別支援学校での実施に向けた検討	・全小・中・特別支援学校での実施		
実施状況				
<p>①②海外帰国・外国人児童生徒に対しては、各区教育担当や教育政策室、学校で教育相談を行い、日本語指導の初期段階や中学生への学習支援、学校生活への適応を支援するために、168人分の日本語指導初期支援員の新規配置を行いました。</p> <p>③帰国・外国人児童生徒教育担当者研修は感染防止の観点から開催方法を変更し、資料の配布とレポートの提出による実施としました。国際教室担当者連絡協議会は2回実施しました。また、日本語指導非常勤講師研修を3回実施しました。</p> <p>④特別の教育課程による日本語指導を国際教室担当教員及び非常勤講師の巡回により、対象児童生徒がいる全ての学校で実施しました。</p> <p>⑤希望する学校等に通訳機器を136台配置しました。また、通訳・翻訳支援業務委託により、239件の通訳者の派遣等を実施しました。</p> <p>⑥プレスクールを全区で開催し、39組の外国人児童及び保護者が参加しました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①教育相談については、研修等により職員の対応能力を高めるとともに、就学期前後の切れ目ない支援・相談体制の整備について他部局とともに研究を進めていきます。</p> <p>②日本語指導初期支援業務委託については、仕様や契約手法を精査してより効率的かつ安定的な支援につながるよう改善しながら継続していきます。</p> <p>③国際教室担当者連絡協議会等については、会議の在り方や持ち方の検討を行いながら、引き続き実施していきます。</p> <p>④日本語指導のための特別の教育課程について、継続して実施するとともに、教員の指導力の更なる向上にむけて研修や情報提供を進めます。</p> <p>⑤通訳機器については、今後の通訳機器やアプリケーションの動向を見守りながら、ニーズに応じた配置を進めます。</p> <p>⑥プレスクールについては、参加者のニーズを分析して回数や内容を改善しながら引き続き実施します。また、より効率的な実施手法について検討していきます。</p>				

事務事業名	就学等支援事業			
担当課	学事課	関係課		
事業の概要	就学援助費や特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金など、経済的支援を行うとともに、法令等に基づく、就学事務を適正に執行します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	全保護者への申請書の配布及び意思確認など、確実な就学援助費の支給 新入学児童生徒学用品費の入学前支給 ・中学生への継続及び新小学1年生 (H31 (2019) 年度入学) への実施			
	システム化による事務処理効率化 ・システムの構築及び制度改正の実施	・効率化の実施		
	特別支援教育就学奨励費事務の円滑な実施 ・継続実施			
	就学事務システムによる就学事務の円滑な実施 ・継続実施			
	高等学校奨学金の支給による支援 ・継続実施			
	大学奨学金の貸付の実施 ・継続実施			
実施状況				
<p>①新小・中学1年生 (次年度入学) への新入学児童生徒学用品費の入学前支給を2,046件支給しました。</p> <p>②就学援助システムを活用し、所得確認作業や、資金管理、支給事務等について事務の効率化を図りました。</p> <p>③特別支援教育就学奨励費事務について、2,690件支給しました。</p> <p>④就学事務システムを活用し、約25,000人の新入学生の学齢簿登録を含む就学事務を円滑に実施しました。</p> <p>⑤高校生への奨学金を学年資金で845件、入学支度金で254件支給しました。</p> <p>⑥大学奨学金における貸付による支援について、新たに11件採用しました。また、今後の制度のあり方について、国や他都市の状況や利用者の意向の確認等を踏まえた検討を行い、現行制度を継続していくこととしました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①新入学児童生徒学用品費の入学前支給を継続し、実施していきます。</p> <p>②就学援助システムの円滑な実施については、就学援助システムを活用した事務フローについて、より円滑に進めるための課題を洗い出し、改善に向けた取組を進めていきます。</p> <p>③④⑤⑥就学事務、特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金及び大学奨学金については、現状のまま継続していきます。</p>				

基本政策Ⅳ

良好な教育環境を整備する

現状と課題

- ・登下校中の事件や事故、自然災害の発生など、子どもたちの安全を脅かす事案が後を絶たない現状がある中で、子どもたちが安全に日々の生活を送る基礎を培うとともに、安全で安心な社会作りにも貢献する態度を育てるため、学校教育活動全体を通じた安全に関する教育の充実や、地域社会や家庭と連携した学校安全の推進を図ることが必要です。
- ・学校施設の老朽化が進んでいる状況で、今後も引き続き「学校施設長期保全計画」に基づく再生整備による老朽化対策、質的改善、環境対策を実施し、教育環境の改善を図りながら長寿命化を進めるとともに、計画的に予防保全を実施していくことが必要です。
- ・バリアフリー化のひとつとして実施しているエレベータ設置や、防災機能の強化として天井等の非構造部材の耐震化、窓ガラスの飛散防止、灯油式発電機及び蓄電池の設置などを進めています。
- ・学校トイレ快適化事業として、全小・中学校の1系統以上のトイレの快適化をめざし、平成29（2017）年度末で累計実施校100校のトイレ改修を行いました。
- ・人口150万人を突破した本市では、これからも人口の増加が見込まれており、今後も、児童生徒数の増加に的確に対応し、良好な教育環境を確保することが求められます。

政策目標

スクールガード・リーダーや地域交通安全員の配置による子どもたちの見守りや、防災教育を通じた自分の身を守る教育の推進など、安全教育の推進を図ります。

「学校施設長期保全計画」に基づく改修工事やトイレの快適化を行い、より多くの学校の教育環境を早期に改善し、安全・安心で快適な教育環境を整備します。

主な取組成果

スクールガード・リーダーについては、配置数20名の計画に対して、25名を配置するとともに、地域交通安全員を99か所に配置して通学路の安全対策の充実を図りました。

学校防災力の向上については、7校を学校防災教育研究推進校に指定し、実践的な研究を行い、防災教育を推進しました。また、児童生徒の安全を確保するため、自然災害（地震・風水害）の発生に備えて、学校がとるべき対策・対応について基本となる考え方をまとめた「川崎市立学校防災対策指針」を策定しました。

学校施設の長寿命化・再生整備については、校舎14校、体育館4校で改修工事を実施しました。

新型コロナウイルス感染症の影響があるなかでも児童生徒の良好な教育環境を確保するため、空調設備未設置の特別教室にスポットクーラーを配置したほか、すべての学校の体育館に大型冷風扇を配置し、環境改善を図りました。また、トイレの快適化を45校で実施したほか、全小学校への防犯カメラの設置、エレベータや蓄電池の設置など、教育環境の改善や防災機能の強化を進めました。

児童生徒数及び学級数の増加に対応するため、坂戸小学校の校舎増築に向けた設計等を行いました。また、令和7年4月開校予定の新川崎地区小学校の建設用地を取得したほか、基本構想・基本計画の見直しを進めました。

参考指標

※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。

指標名	実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
トイレ快適化整備校数 (小・中・高・特別支援学校)	21校 (H29(2017))	26校	55校	99校		123校以上
トイレを快適化した校数【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						
エレベータ設置校数の割合 (小・中・高・特別支援学校)	74.7% (H29(2017))	81.6%	86.8%	90.3%		86.2%以上
校舎増築や既存校舎改修によるエレベータの設置校の割合【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						
老朽化対策及び質的改善が行われた学校施設の割合	28.7% (H29(2017))	31.0%	36.2%	37.9%		50.0%以上
築年数20年以下（平成25（2013）年度時点）の学校施設数+老朽化対策及び質的改善済みの学校施設/全学校施設【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						

指標名	実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
児童生徒の登下校中の事故件数	28件 (H28(2016))	27.8件	34件	35.6件		25件以下
児童生徒の登下校中の交通事故件数(過去5年間の平均)【出典:川崎市教育委員会事務局調べ】						

主な課題

スクールガード・リーダーについては、配置を拡充した効果を検証し、学校安全体制の強化に向けて取り組む必要があります。

学校における災害対策については、より実践的な防災教育の実施に向けて体制整備を図るとともに、学校防災教育研究推進校の研究成果を全学校で共有し、学校防災力の向上に向けた取組を進める必要があります。

利用者のニーズが高いトイレ改修を優先したことにより、老朽化対策及び質的改善が行われた学校施設の割合は目標を下回っており、今後のスケジュール等について検討する必要があります。

児童生徒数及び学級数の増加対策として、今後も住宅開発動向や人口動態を注視し、段階的な35人学級への移行も踏まえ、計画的に教室の転用や、校舎の増改築、新校設置、通学区域の見直しなどの対応策の検討を行う必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

新型コロナウイルス感染症拡大や「かわさきGIGAスクール構想」などにより、望ましい教育環境は大きく変わろうとしているため、学校の新設に際してはコストに配慮しつつも、新しい教育や学校の姿を踏まえて進めていく必要がある。

教育環境を整える際には、児童会や生徒会活動等と連動させ、子どもの意見を吸い上げ反映させることが、子どもの権利の視点からも大切である。

交通事故や不審者被害など学校外の安全について、通学区域内のどこに危険が潜んでいるのか、専門家を交えて調査の上、周知していくことが大切。

今後の取組の方向性

スクールガード・リーダーを25名体制とし、1校あたりの巡回回数が増加されたことによる効果検証を適切に行い、通学路の安全を確保していきます。また、通学路の安全対策にあたっては、警察等の関係機関を交えて、危険箇所を的確に把握し、学校に周知していきます。

学校防災教育研究推進校の取組の成果を全学校に共有することで、防災教育を充実させ、学校防災力や子どもたちの防災意識の向上を図っていきます。

学校の安全に関することは、総合的な学習の時間における活動等で地域安全マップの作成を行うなど、引き続き子どもの声を聴きながら、発達段階や地域の実情等に合わせて危険箇所等を把握しています。また、学校施設整備にあたっては、利用者のニーズを適切に捉え、教育環境の向上を図っていきます。

「学校施設長期保全計画」に基づく取組については、防災・減災、国土強靱化の観点から、適宜適切な整備内容を選択しながら、着実に進めていきます。

新川崎地区小学校については、令和7年4月の新校開校に向け、「かわさきGIGAスクール構想」を踏まえたICT環境の整備や省エネルギー化、災害時における避難所機能など、施設に求められるさまざまな要素に留意しながら、整備を進めていきます。

人口動態や住宅開発の動向に注視し、児童生徒数の推計を算出し、学校ごとに必要な対応策を検討して、良好な教育環境を確保していきます。また、義務標準法の改正に伴う35人学級の実施により学級数の増加が見込まれる学校については、早急に建物や敷地の状況等を調査し、学校の状況に応じた教室数確保に向けた手法の検討を行います。

施策1	安全教育の推進
概要	<p>学校安全を推進するためには、安全教育と安全管理の両面からの取組が大切であり、学校の教育活動全体を通じた計画的・組織的な活動として、子どもたちの安全確保に取り組むことが求められています。本施策では、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故など地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、学校防災教育研究推進校における取組事例を共有すること等により各学校の防災力の向上を図るとともに、教育実践を通して、子どもたちの防災意識を高めます。</p>

事務事業名	学校安全推進事業			
担当課	健康教育課	関係課		
事業の概要	<p>スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故等、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、地域と連携した防災訓練などに取り組む学校防災教育研究推進校のほか、各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。</p>			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	<p>学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの継続配置 ・配置数：20名</p>			→
	<p>踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置 ・継続実施</p>			→
	<p>通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進 ・通学路安全対策会議の運営継続実施 ・危険か所の改善継続実施</p>			→
	<p>学校防災教育研究推進校による先導的な研究の推進や、各学校の実態に応じた防災教育の推進 ・指定校数：4校</p>			→

実施状況

- ①スクールガード・リーダーについては、より細やかな見守り活動が行えるよう、目標の20名を上回る25名に配置を拡充し、見守り体制の強化を図りました。
- ②地域交通安全員については、今年度99か所に配置しました。
- ③通学路の危険箇所については、通学路安全対策会議での議論を踏まえ、路面標示の設置・補修や注意喚起の表示の設置などの改善を行いました。
- ④学校防災研究推進校については、各学校における防災教育の取組を進めるため、目標の4校を上回る7校を推進校に指定し、各学校の実態に沿ったテーマで研究を実践し、報告書を全学校に共有しました。

課題と今後の取組

- ①スクールガード・リーダーについては、拡充配置した効果を検証し、学校安全体制の更なる向上に向けた取組を進めます。
- ②地域交通安全員についても、継続して配置していきます。
- ③学校からの通学路の改善要望に対し、通学路安全対策会議で協議しながら改善を進めます。
- ④学校の災害対策については、より実践的な防災教育が実施できるような体制整備を図るとともに、学校防災教育研究推進校の研究成果を全学校で共有し、学校防災力の向上に向けた取組を進めます。

施策2 安全安心で快適な教育環境の整備

概要 「学校施設長期保全計画」に基づき、学校施設の老朽化対策、質的改善、環境対策等を改修による再生整備と予防保全により実施し、長寿命化を推進します。学校施設利用者のニーズの高いトイレの快適化やエレベータ設置によるバリアフリー化を促進します。また、非構造部材の耐震化や灯油式発電機、蓄電池の整備といった学校の防災機能の強化に向けた取組を推進します。

事務事業名	学校施設長期保全計画推進事業 ★			
担当課	教育環境整備推進室	関係課		
事業の概要	既存学校施設の改修等の再生整備手法により、より多くの学校の教育環境改善を図るとともに、老朽化対策、質的改善、環境対策による長寿命化を推進します。また、計画的に予防保全を実施します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	学校施設の長寿命化・再生整備の推進 ・校舎の工事：13校 ・体育館の工事：16校	・校舎の工事：20校 ・体育館の工事：5校	・校舎の工事：13校 ・体育館の工事：3校	・校舎の工事：16校 ・体育館の工事：3校
実施状況				
学校施設の長寿命化・再生整備については、入札不調の影響により校舎1校、体育館1校の工事が延期となったことから、校舎14校、体育館4校の工事を実施しました。工事を実施した学校においても、新型コロナウイルス感染症の影響による学校の夏季休業期間の短縮を踏まえ、必要に応じて工事内容の一部を繰り越すなどの対応を図りました。				
課題と今後の取組				
教育環境を早期に改善するとともに、長寿命化の推進による財政支出の縮減と平準化を図る必要があるため、「学校施設長期保全計画」に基づき、老朽化した施設の状況や個別課題への対応を踏まえながら計画的に改修工事を進めていきます。				

事務事業名	学校施設環境改善事業 ★			
担当課	教育環境整備推進室	関係課		
事業の概要	教育環境の向上をめざし、トイレの快適化やバリアフリー化、エコスクール化を進めます。また、地域の防災力の向上に向け、非構造部材の耐震化など、学校施設の防災機能の強化を図ります。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	学校トイレの環境整備の推進 ・完了校数：26校 既存校のエレベータ設置の推進 ・完了校数：135校 体育館の灯油式自家発電機の設置の推進 ・完了校数：155校 非常用電源としての蓄電池の整備 ・完了校数46校 窓ガラスの飛散防止の推進 ・完了校数：67校	・完了校数：58校 ・完了校数：140校 ・全校設置完了 ・完了校数：52校 ・完了校数：68校（残りの学校は再生整備等により対応）	・完了校数：88校 ・完了校数：145校 ・完了校数：58校	・完了校数：123校 ・完了校数：150校 ・完了校数：64校
実施状況				
①学校トイレの環境整備の推進（99校完了） ②既存校のエレベータ設置の推進（158校完了） ③非常用電源としての蓄電池の整備（66校完了） ④防犯カメラ設置の推進（全小学校完了）				
また、新型コロナウイルス感染症の流行下においても児童生徒の学習機会を確保するため、空調設備未設置の特別教室にスポットクーラー（1,218台）を設置したほか、すべての学校の体育館に大型冷風扇を配置し、早急かつ着実な環境改善を図りました。				
課題と今後の取組				
①児童生徒及び保護者、地域からのニーズが高い学校トイレの快適化については、取り組みを強化し、令和4年度までに全校のトイレ快適化を完了します。 ②③既存校のエレベータ設置の推進や、非常電源としての蓄電池の整備は、教育環境の向上や防災機能の強化に資する事業であることから継続して行っています。エレベータについては、老朽化対応も検討しながら事業に取り組む必要があります。				

事務事業名	学校施設維持管理事業			
担当課	教育環境整備推進室	関係課		
事業の概要	学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などを計画的に実施します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などの実施 ・継続実施			
実施状況				
<p>学校施設・設備の保守点検や維持管理の実施については、校舎（トイレ・窓ガラス等）の定期清掃、植栽管理、環境衛生管理、警備等の安全管理、学校廃棄物の適正処理及び減量化、建物・土地等の教育財産管理、アスベスト対策等を適正に実施しました。なお、修繕の事務執行については、契約事務の手引きや局で作成した軽易工事契約に係る事務取扱手引等の遵守を徹底したほか、250万円を超える工事についても、教育委員会事務局において工事発注が可能となるよう体制を整備し、5件実施しました。また、効率的な事務執行については仕様書作成の役割分担を見直す等、改善を図りました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>安全で快適な学習環境の維持向上のため、今後も適切に学校教育施設の営繕や維持管理を行っていきます。また、対応する事務処理については、営繕だけでなく全ての業務を適正に行うため、引き続き各自が法令や規則等を再確認しながら、コンプライアンスを遵守し、適切に事務処理を行っていきます。</p>				

施策3	児童生徒増加への対応
概要	将来人口推計を踏まえ、児童生徒の増加傾向を注視しながら、住宅開発や人口動態を基に児童生徒数の将来推計値を算出し、特に、増加地域においては、一時的余裕教室等の普通教室への転用や、校舎の増築、通学区域の変更、学校の新設等を計画的に行います。

事務事業名	児童生徒増加対策事業			
担当課	教育政策室（旧：企画課）	関係課		
事業の概要	児童生徒の増加に的確に対応するため、各学校の児童生徒数の将来推計値に基づき、教室の転用、校舎の増改築、新校設置、通学区域の見直し等の適切な対応を図り、良好な教育環境の維持に努めます。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	住宅開発・人口動態を捉えた児童生徒数及び学級数の推計の実施 ・継続実施			→
	児童生徒数の動向等に応じた地域ごとの対応の検討 ・継続実施			→
	児童生徒の就学状況等の調査及び実態に合わせた通学区域の検討 ・継続実施			→
	小杉小学校の開校に向けた取組の推進 ・新築工事・完成	・開校		→
	新川崎地区の小学校新設に向けた取組の推進 ・開校時期の検討及び検討結果に基づく取組の実施			→
計画的な施設整備 ・下小田中小、井田小、塚越中 増築工事（完成）	・東住吉小、東小倉小 増築工事	・東住吉小、東小倉小 増築工事（完成） ・高津小、柿生小 増築工事	・2校程度の増築を実施 ・高津小、柿生小 増築工事（完成）	

実施状況

- ①児童生徒数及び学級数の推計の実施については、住宅開発状況や人口データを把握し、長期推計を作成しました。
- ②児童生徒数の動向等に応じた地域ごとの対応の検討については、長期推計を基に増築等の対応が必要な学校を抽出し、施設整備に向けた計画を作成しました。
- ③児童生徒の就学状況等の調査及び実態に合わせた通学区域の検討については、宮前区野川地区における住居表示の実施に伴い、通学区域の一部変更を行いました。
- ④新川崎地区における新設小学校の取組については、令和7年4月の開校を目指し、土地の取得、基本構想・基本計画の見直しを行いました。
- ⑤校舎増築工事（工事着手：高津小・柿生小・東小倉小、工事完成：東住吉小）については、3校着手、1校完了しました。

課題と今後の取組

- ①②③⑤今後も住宅開発動向や人口動態を注視し、計画的に教室の転用、校舎の増改築、新校設置、通学区域の見直し等の対応策の検討を行っていきます。
- ④新川崎地区における新設小学校については、令和7年4月の開校を目指し取組を進めていきます。

基本政策 V

学校の教育力を強化する

現状と課題

- ・学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、新たな課題として新学習指導要領への対応なども求められています。複雑化多様化する課題に教職員のみが対応するのではなく、心理や福祉等の専門家などの多様な人材と連携・分担する「チームとしての学校」の体制を整備することで、教職員一人ひとりが専門性を発揮することが期待されています。また、教職員定数の充実などを推進するとともに、学校や教員の業務の見直しを図り、教員が本来的な業務に一層専念できる体制を整えることが必要です。
- ・新学習指導要領で重視されている「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、家庭教育や地域の人々と共に子どもを育てていくという視点に立って、地域に根ざした特色ある教育活動を行うことが求められており、学校運営協議会の設置や本市ではすべての学校に設置している学校教育推進会議などについて、今後も取組を充実させることで、「地域とともにある学校」を実現することが必要です。
- ・区・教育担当が各学校を丁寧に支援するとともに、地域支援の専門部署や関係機関と情報共有を行い、相互連携を促進することで、学校の教育力を高めていくことが期待されています。
- ・在職年数10年以下の教員が半数を占めており、経験の浅い教員も多いことから、授業力や学級経営力の育成に向けた研修の充実努めるとともに、時代に応じて必要とされる資質・能力を育成していく必要があります。

政策目標

「地域とともにある学校」づくりを推進しながら、研修等を通じて教員一人ひとりの資質・能力を育成するとともに、教員が子どもと向き合う本来的な業務に一層専念できる体制を再構築することで、学校の教育力を高めます。

主な取組成果

教職員事務支援員又は障害者就業員、部活動指導員の配置拡充により、教員の負担軽減等に取り組むなど、教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に基づく取組を総合的に推進しました。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学習保障に必要な人的体制の強化のため、令和2年度補正予算により、計画を前倒して、教職員事務支援員又は障害者就業員を全小中学校(166校)に配置しました。

21校のコミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)を訪問し、学校運営協議会の運営状況等を把握しながら、学校運営支援を行いました。5つの中学校区学校運営協議会に参加し、地域・保護者等との連携・協働の仕組みづくりを検討しました。令和3年度に新たに2つの中学校区に7つの学校運営協議会を設置するための準備を進めました。

各区から一元化した「学校支援センター」については、学校支援ボランティア説明会を行い、学校支援協力者の新たな登録者が、80人(令和2年4月)から122人(令和3年2月)に増加しました。

教職員の選考・人事業務については、新型コロナウイルス感染防止に伴う影響から地方会場での説明会等はすべて中止しましたが、ホームページやSNSを活用しながら情報発信を行い、広く優秀な人材の確保に努めました。また、大学推薦、教職経験・TOEIC等の資格を考慮した特別選考試験等を実施するとともに、複数の教員免許状の取得者(取得見込みを含む)を対象とした加点制度を導入し、優秀かつ多様な人材の確保に努めました。加えて、面接試験では、教員としての資質、素養、適性、熱意等、筆記試験等では見極めることが難しい部分を適切に評価することに努め、人物重視の採用選考を実施しました。

参考指標

※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的にを行います。

指標名	実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
地域の教育資源や人材を活用した特色ある学校づくり*	92.7% (H29(2017))	95.8%	95.2%	-		96.0%以上
学校における教育活動や様々な活動に保護者や地域の人参加を得ている【出典：全国学力・学習状況調査】						
学校の組織・チーム力*	97.6% (H29(2017))	98.8%	96.5%	-		100%
学校全体の学力傾向や課題について、全教職員の間で共有している【出典：全国学力・学習状況調査】						
教職員の資質向上*	97.0% (H29(2017))	98.2%	95.8%	-		98.0%以上
教職員は、校内外の研修や研究会に参加し、その成果を学校教育活動に積極的に反映させている【出典：全国学力・学習状況調査】						

指標名		実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
地域とのつながり*	小6	47.4% (H29(2017))	52.5%	57.0%	—		57.5%以上
	中3	31.9% (H29(2017))	38.6%	39.9%	—		33.0%以上
「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合【出典：全国学力・学習状況調査】							
学校への好感度	小5	94.4% (H29(2017))	93.2%	94.4%	93.0%		94.0%以上
	中2	89.9% (H29(2017))	90.3%	89.9%	91.1%		90.0%以上
「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童生徒の割合【出典：川崎市学習状況調査】							

*参考指標「地域の教育資源や人材を活用した特色ある学校づくり」、「学校の組織・チーム力」、「教職員の資質向上」、「地域とのつながり」については、令和2年度は全国学力学習状況調査が実施されていないため、記載をしていません。

主な課題

教職員の働き方・仕事の進め方改革については、業務改善事例を各学校に展開し、改善の取組を進めるとともに、教職員事務支援員又は障害者就業員の効果的な配置や部活動指導員の配置拡充等について検討が必要です。また、平成30年度に策定した「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」の取組期間が令和3年度に終了する中で、国の動向等を踏まえた次期方針の改定についての検討が必要です。

中学校区を基盤とした学校運営協議会の効果を既存の学校運営協議会とともに検証しながら、地域と学校の連携・協働の充実を図る必要があります。また、これまで学校や地域との丁寧な調整過程を踏んで設置してきましたが、国が示している「地域学校協働本部(基本政策Ⅵの取組)」との両輪としての位置づけを踏まえて、設置拡充ペースの加速が必要です。

「学校支援センター」については、学校教育ボランティア配置事業や地域における教育活動の推進事業等との役割を整理して、より効率的・効果的な学校支援ができるよう見直しが必要です。

国の動向を注視しつつ35人学級への移行を踏まえた教職員の定数算定及び教職員の計画的な確保を行うとともに、より一層学校の実情に応じた教員配置と学校マネジメントの強化に向けて取組を進める必要があります。また、引き続き、教職員採用に関する広報活動を充実させるとともに、試験方法等について検討して改善を加え、創意と活力にあふれた魅力的な人材の確保を図る必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

「チームとしての学校」、「地域とともにある学校」は、校長に加え、校内外の多くの人たちが専門性を発揮する学校であり、その実現には財務などの学校裁量の拡大に加え、校長職のリーダーシップモデルの転換が不可欠。GIGAスクール構想や新型コロナウイルス感染症拡大などの大きな変化の下、学校間格差、学級間格差が懸念されている。共通のビジョン実現に向け関係者の力を引き出す上で、校長の果たすべき役割、資質・能力の見直しについての検討を期待している。

教職員の負担軽減や働き方改革に向けて教職員事務支援員又は障害者就業員の配置が全校になされたことは教職員の本来的な職務に向かう体制づくりになっている。今後も学校規模による配置拡充や、教職員事務支援員と障害者就業員両方を全校配置するなどの改善を進めることが大切と考える。

地域と学校の橋渡し役である地域教育コーディネーターが各学校を丁寧に対応できるよう支援するとともに、関連機関との情報共有を行い、相互連携を促進できるよう支援してほしい。また、コミュニティ・スクールのカウンターパートとして地域教育会議をリニューアル化している動きと学校側の動きの密な連携をお願いしたい。

教職員の働き方改革の一環で導入されたアプリによる緊急時の情報発信や欠席連絡は、迅速な連絡手段と教職員の業務改善の上でとても効果的であると思う。勤務時間外の電話を留守電対応することも保護者の理解が得られてきており有効であったと感じる。

今後の取組の方向性

新型コロナウイルス感染症への対応を契機とした業務の見直しを含め、組織として教育活動に取り組む体制を整備するため、校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図っていきます。そのため、校長が果たすべき役割については、研修等の機会を通じて周知していきます。

教職員の働き方・仕事の進め方改革については、次期方針策定に向けた改定作業を進めるとともに、外部の専門的知見を活用した業務改善に取り組む業務改善推進校(令和3年度は、小学校14校、中学校7校)を中心に、取組を進めていきます。業務改善推進校の取組は、各学校の業務改善の参考にできるよう共有し、働き方改革に対する意識を高めていきます。また、GIGAスクール構想により整備された一人一台端末やネットワーク環境を活用して、授業で使う教材等がどこでも作成、使用、共有できること等、働き方改革に資する取組の好事例を周知していきます。

引き続き、全小中学校に教職員事務支援員又は障害者就業員を配置し、教員の負担軽減を図るとともに、効果的な配置等について検討を進めます。

学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進を国から求められていることから、学校運営協議会の設置拡充を進めていきます。その際に、地域と学校側の連携・協働が円滑に図れるように、支援を行っていきます。

学校支援センターについては、地域における教育活動の推進事業や学校教育ボランティア配置事業等との役割を整理して、より効率的・効果的な学校支援体制になるように見直しをしていきます。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正を踏まえ、必要な教職員の定数が増えるため、教員採用選考試験の実質倍率を維持し、教員の質を低下させることなく、人材を確保することが必要となります。引き続きSNS等を活用した効果的な広報活動や複数免許所持者への加点制度等により、優秀な新規採用教員と経験豊かな再任教員の確保を計画的に推進していきます。

施策1 学校の運営体制の再構築

概要

学校に求められる役割が拡大する状況において、新たな教育課題等に対応するため、教員が授業や学級経営、児童生徒指導等の本来的な業務に一層専念できるよう、学校運営体制の再構築に向けた取組を推進します。

事務事業名	学校業務マネジメント支援事業 ★			
担当課	教育政策室（旧：教育改革推進担当）	関係課	庶務課・学事課	
事業の概要	学校の教育力を高めるため、諸経費の適切な予算措置や教材の整備等の学校運営支援を行うとともに、教職員の勤務実態調査の結果を踏まえ、業務の効率化に向けた取組を推進します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	学校運営体制の再構築に向けた取組 ・調査結果の分析及び効率性・効果的な学校運営体制の検討	・モデル校における試行実施	・試行結果を踏まえた取組の実施	→
	学校業務効率化等による教職員の働き方・仕事の進め方改革の実施 ・学校業務検討委員会等での検討結果に基づく取組の実施 ・事務支援員配置による負担軽減の実施	→	→	→
	・部活動顧問として技術指導や大会の引率等を行う部活動指導員配置による負担軽減の実施	→	→	→
	学校の円滑な運営に資する支援制度の運用 ・学校法律相談の継続実施 ・各校の実情に応じた予算調整制度の運用継続実施	→	→	→
実施状況				
<p>①昨年度のモデル校4校の業務改善事例集を発行し、各学校に展開するとともに、今年度の業務改善推進校3校において、外部の知見を活用した業務改善活動に取り組みました。</p> <p>②教職員事務支援員や障害者就業員、部活動指導員の配置拡充により、教員の負担軽減等に取り組むなど、教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に基づく取組を総合的に推進しました。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学習保障に必要な人的体制の強化のため、令和2年度補正予算により教職員事務支援員又は障害者就業員を全小中学校に配置しました。</p> <p>③昨年度から引き続き弁護士を会計年度任用職員として任用し、学校における法的問題について校長等からの相談に対応できるようにするとともに、今年度から相談専用メールアドレスを取得することで、学校が活用しやすい環境を整えました。</p> <p>④予算調整制度を活用した各学校の運営計画に沿った予算配当により、自主的・主体的な学校運営を推進しました。小学校42校に理科教育を実施するための備品として、プログラミング実験器を整備しました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に基づき、総合的に方策を進めます。</p> <p>①学校運営体制の再構築に向けた取組については、業務改善事例を各学校に展開し、学校における改善の取組を進めます。</p> <p>②学校業務効率化等については、教職員事務支援員又は障害者就業員については継続配置し、部活動指導員については配置の効果検証を行いながら、配置拡充等に取り組めます。なお、配置目標の達成に向け、応募者リストを作成する等、学校の希望とのマッチング方法の改善を図ります。</p> <p>③学校法律相談については、学校における法的問題が肥大化する前の早い段階で弁護士からの助力を得ることにより円滑な学校運営となるよう、引き続き任用します。</p> <p>④予算調整制度の運用については、自主的な学校運営を推進することができており、今後も学校への支援を継続していきます。</p>				

施策2 学校運営の自主性、自立性の向上

概要

「地域とともにある学校」として、各学校が保護者や地域の方々の理解と参画を得て、創意工夫しながら特色ある教育活動に取り組めるよう、学校教育推進会議や学校運営協議会制度、学校評価、夢教育21推進事業等の活用を推進を図ります。
 学校が抱えるさまざまな課題について、専門機関や関係部署、地域社会との連携を強化して解決していくために、区における教育支援を充実します。

事務事業名	地域等による学校運営への参加促進事業			
担当課	教育政策室（旧：教育改革推進担当）	関係課		
事業の概要	学校教育推進会議の充実を図るとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって学校運営に取り組む学校運営協議会を設置した学校（コミュニティ・スクール）の取組の成果を他の学校に波及させることなどにより、学校・家庭・地域社会が連携して、よりよい教育の実現をめざします。			
	H30（2018）	R1（2019）	R2（2020）	R3（2021）
事業計画	家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進 ・継続実施			
	学校運営協議会の運営支援及び法改正を踏まえた在り方の検討 ・運営支援の継続及び在り方の検討	・運営支援の継続及び検討結果に基づく取組の実施		
	コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発 ・コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラムの開催継続実施			
	取組成果をまとめたパンフレットの作成・配布 ・継続実施			
実施状況				
<p>①学校運営協議会または学校教育推進会議を活用しながら、全市立学校において新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた学校支援や児童生徒の安心できる環境づくりに取り組むなど、特色ある学校づくりを進めました。</p> <p>②21校のコミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）を訪問し、学校運営協議会の運営状況等を把握しながら、学校運営支援を行いました。新規に設置した5つの中学校区学校運営協議会に参加し、地域学校協働活動の充実に向けた地域・保護者等との連携・協働の仕組みづくりを検討しました。</p> <p>③コミュニティ・スクール連絡会およびコミュニティ・スクール・フォーラム（書面）の開催や、コミュニティ・スクール・ガイドの作成・配布等を通して、各協議会の特色ある取組を共有し、実践成果を普及・啓発しました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①地域の創意工夫を活かした学校運営の推進については、学校運営協議会または学校教育推進会議の効果的な活用を共有し、特色ある学校づくりをめざした学校運営ができるよう推進していきます。</p> <p>②学校運営協議会の実施については、次年度2つの中学校区に7つの学校運営協議会を設置し、中学校区を基盤とした学校運営協議会の効果を既存の学校運営協議会と共に検証しながら、地域と学校の連携・協働の充実を図ります。引き続き、よりよいコミュニティ・スクールの運営支援について関係機関等と連携をとりながら進めます。</p> <p>③コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発については、学校運営協議会設置校だけでなく、学校運営協議会設置校以外の学校関係者や地域住民、保護者に対しても、コミュニティ・スクールの実践成果を普及できるように、パンフレットやフォーラム等の効果的な活用を進めていきます。</p>				

事務事業名	区における教育支援推進事業			
担当課	教育政策室（旧：教育改革推進担当）	関係課	生涯学習推進課	
事業の概要	各区に配置した区・教育担当を中心に、区役所と連携しながら、学校と地域との連携強化や学校へのきめ細やかな支援を推進します。			
	H30（2018）	R1（2019）	R2（2020）	R3（2021）
事業計画	区における教育支援の推進 ・学校運営全般に対する支援継続実施 ・地域みまもり支援センターとの連携など、学校間及び学校と地域の連携強化 ・各区の「要保護児童対策地域協議会実務者会議」での情報共有など、地域諸団体・機関との連携強化による子どもの支援の推進			
	「区・学校支援センター」による学校支援協力者の登録・学校への紹介等の取組の推進 ・継続実施			
実施状況				
<p>①各学校がガイドラインに即して新型コロナウイルス感染症防止に取り組みながら教育活動が行えるように、各区教育担当が学校訪問を行う等、きめ細かな支援を行いながら学校支援を実施しました。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、区の衛生課等と情報共有するなど、区役所の関係機関等と適切に連携・協働しました。</p> <p>③突発的な事案や解決が困難な事案への対応等について、地域みまもり支援センター担当や児童相談所担当等の関係機関と連携して子どもたちに対する支援を行いました。</p> <p>④学校支援協力者の新たな登録者については、学校支援ボランティア説明会を行い、80人から126人に増加しました。学校への紹介については、新型コロナウイルス感染症防止のためにボランティア活動が制限されたことや、特別支援教育のボランティアを特別支援教育サポーターの配置事業等に移行し、役割分担を明確にしたことにより、53人に減少しました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①学校に対する支援については、複雑化・多様化・困難化するニーズに対応するため、区・教育担当による学校運営全般に対する支援を継続していきます。</p> <p>②学校間及び学校と地域との連携については、地域みまもり支援センター等との連携・協働を推進し、学校間及び学校と地域の連携強化を引き続き図ります。</p> <p>③地域諸団体・機関とより一層の連携強化を図り、情報を共有して、引き続き子ども支援の推進をしていきます。</p> <p>④「学校支援センター」による学校支援協力者の紹介等の実施については、学校教育ボランティア配置事業や地域における教育活動の推進事業等との役割等を整理して、より効率的・有効的な学校支援ができるよう検証していきます。</p>				

事務事業名	地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業			
担当課	指導課	関係課	教育改革推進担当・教職員人事課	
事業の概要	地域人材の活用を図るとともに、学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを進めます。また、学校の取組を自主的・自律的に改善するための仕組みとして学校評価を推進します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりの推進 ・「夢教育21推進事業」の継続実施			
	各学校が、自らの教育活動等について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施継続			
	学校教育ボランティア配置による学校活動の支援 ・配置継続実施			
実施状況				
<p>①「夢教育21推進事業」を全校で実施し、学校がそれぞれの地域にある資源を活かして特色ある学校づくりを進めました。</p> <p>②学校評価の実施について、全校で自己評価及び学校関係評価を実施しました。</p> <p>③学校教育ボランティア配置による学校活動の支援については、ボランティアコーディネーターを135校に配置し、学校教育活動の活性化を図りました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①夢教育21推進事業の実施については、引き続き特色ある学校づくりを推進します。</p> <p>②学校評価の活用によって学校の組織的・継続的な改善に取り組みます。</p> <p>③学校教育ボランティアの配置により、地域の特性を活かした教育活動を推進します。</p>				

施策3 教職員の資質向上

概要

採用に関する広報活動の充実を図り、試験方法等を改善することで、人間的魅力を備え、創意と活力に溢れた人材を確保します。また、教員の力量形成やキャリア形成に資する人事異動を行います。教職員が研修・研究に取り組む時間の確保に努めるとともに、ライフステージ研修、校内研修の充実など、さまざまな研修機会を活用して、資質・指導力の向上を図ります。

事務事業名	教職員研修事業			
担当課	総合教育センター	関係課		
事業の概要	子どもたちと共に学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた教職員研修を推進します。特に、学校全体の教育力向上をめざして、若手教員の資質向上とミドルリーダーの育成充実を図ります。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	教職員の資質、指導力の向上をめざした研修の実施 ・育成指標に基づくライフステージに応じた研修の再構築	・育成指標に基づくライフステージに応じた研修の実施		
	優秀な人材の確保に向けた、教職をめざす人のための「輝け☆明日の先生の会」の実施	川崎市の教育の充実に寄与する人材の育成に向けた、教職をめざす人のための、かわさき教師塾「輝け☆明日の先生」の実施		
実施状況				
<p>①教職員の資質、指導力の向上を目指し、教員育成指標に基づく研修を計画し実施しました。必修研修としてライフステージに応じた研修を13講座79回、その他の必修研修を19講座50回、希望研修を11講座15回（資料送付を含む）実施しました。新型コロナウイルス感染拡大の影響で従来通りの集合型研修を実施することができない状況もありましたが、教職員の学びを止めないよう昨年度から取り入れているe-ラーニングに加え動画配信やテレビ会議システムといったICTを活用したオンラインによる研修を行いました。</p> <p>②優秀な人材確保に向けて本市の教員を目指す学生等に対し、11月から2月までの土曜日に5日間(計10回)、かわさき教師塾「輝け☆明日の先生」を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から講話講義等を3回、演習等を1回の計4回の実施となりました。また、2月に川崎市教員育成指標に関する資料を受講生に配布し、川崎市が求める教師像を周知しました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①教職員の資質、指導力の向上を目指した研修の実施及び育成指標に基づく研修の実施については、ライフステージに応じた研修では校内研修との関連をもたせる等、連続性、継続性のある研修を企画し、意図的、計画的に一人ひとりの教員が学び続けることができる研修体制の構築を行い教員の資質・能力の向上を図ります。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点や働き方・仕事の進め方改革の観点から教員の資質・能力向上を担保しながら従来通りの集合研修やICTを活用した研修を目的等に応じたベストミックスな研修体系となるよう研修の内容や方法を改善しながら学校支援を推進します。来年度も、引き続き教員育成指標に基づき、研修計画の見直しを図ります。</p> <p>②優秀な人材の確保に向けた、本市の教員を目指す学生等に対して実施しているかわさき教師塾「輝け☆明日の先生」については、本市が求める教員としての基本的な資質・能力を身に付け、川崎市の教育への関心や理解を深めることにより、川崎市の教育の充実寄与する人材の育成を図ります。新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、必要に応じてオンライン研修への切り替えを図ります。</p>				

事務事業名	教職員の選考・人事業務			
担当課	教職員人事課	関係課		
事業の概要	施策推進に資する定数算定を行うとともに、教職員採用についての検討改善等による創意と活力にあふれた優秀な人材を確保します。また、学校運営の活性化を図り、教職員の意欲を引き出す人事異動を実施します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	効率的・効果的な施策推進に資する定数算定や配当等の実施 ・ 施策推進に資する定数算定及び配当			
	地方会場での説明会等の広報活動や、大学推薦、教職経験・TOEIC等の資格を考慮した特別選考試験等による人物重視の採用選考の実施 ・ 適切な採用選考の実施及び次年度に向けた実施内容の検討			
	学校の適正な運営の確保及び教育力の強化に向けた教職員配置の実施 ・ 継続実施			
実施状況				
<p>①小学校において、学級担任の持ちコマ数を軽減し、教育の質の向上を図ることを目的として、各学校の実情に応じて指導方法工夫改善対応教員の一部を専科指導担当教員へ振り替えるなど、効果的な教職員配置を実施しました。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から地方会場での説明会等はすべて中止しましたが、新たな取組として、デジタルコンテンツの公開のほか、ホームページやSNSを活用しながら情報発信を行い、広く優秀な人材の確保に努めました。また、大学推薦、教職経験・TOEIC等の資格を考慮した特別選考試験等を実施するとともに、複数の教員免許状の取得者（取得見込みを含む）を対象とした加点制度を導入し、優秀かつ多様な人材の確保に努めました。加えて、面接試験では、教員としての資質、素養、適性、熱意等、筆記試験等では見極めることが難しい部分の適切な評価に努め、人物重視の採用選考を実施しました。</p> <p>③学校の適正な運営の確保及び教育力の強化に向けた適切な教職員の配置に努めました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①国の動向を注視しつつ法改正を踏まえた教職員の定数算定を行うとともに、より一層学校の実情に応じた教員配置と学校マネジメントの強化に向けて取組を進めます。</p> <p>②引き続き、教職員採用に関する広報活動を充実させるとともに、試験方法等について検討改善を加え、創意と活力にあふれた魅力的な人材の確保を図ります。</p> <p>③人事異動方針に基づき教職員の意欲を引き出す人事異動の実施に努めます。</p>				

事務事業名	教育研究団体補助事業			
担当課	指導課	関係課		
事業の概要	各教科の研究団体など、主体的に事業を行っている教育研究団体に補助金を交付することにより、学校教育の充実発展に向けた研究活動を支援します。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	各団体の活動支援 ・ 継続実施			
実施状況				
<p>①各種団体に負担金等を補助し、活動を支援することで、本市の教育行政を進める上で必要な上部団体との交流を通じて、常に最新の情報収集、情報交換、研究の推進を図ることができました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①各種団体の活動を引き続き支援していきます。</p>				

基本政策Ⅵ

家庭・地域の教育力を高める

現状と課題

- ・核家族化の定着や地域社会の変化により、親子の育ちを支える人間関係が弱まっている中で、家庭教育について地域全体で考え、支えあっていく基盤づくりが必要となっています。
- ・市民館やPTA等が開催している家庭教育を支援するさまざまな取組に参加できない家庭や、家庭教育を十分に行う余裕がない家庭もあり、それらの家庭に対する支援が求められています。
- ・子どもたちが地域で安心・安全に育つことができるよう、子どもと地域のつながりをつくっていくことが必要です。学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力の向上を図る自主的な活動組織として設置されている地域教育会議について、さらなる活性化に向けて支援を充実させていく必要があります。
- ・地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点をつくる「地域の寺子屋事業」の取組をさらに拡充させていくことが求められています。

政策目標

各家庭における教育の支援や、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりを通じて、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

主な取組成果

新型コロナウイルス感染症の影響により制約を受けながらも、市民館等において家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会を提供するとともに、PTAによる家庭教育学級の開催を支援し、家庭の教育力の向上を図りました。

地域教育会議においては、中学校区地域教育会議を国の示す「地域学校協働本部」の役割を持つ組織として位置づけるとともに、地域教育コーディネーター養成講座の開催等を通じ、組織の活性化に向けた担い手の育成を進めました。

市内20か所のスイミングスクール等と連携し、泳げない子どもを対象とした水泳教室を開催し、泳力向上を図りました。

地域や学校の実状に応じて寺子屋の拡充を進め、令和元年度の55か所から令和2年度は65か所まで着実に拡充し、併せて、令和3年度のさらなる開講に向けての準備を進めました。さらに、外国につながる子どもの学習支援を行う、地域の寺子屋分教室を設置しました。

参考指標

※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的にを行います。

指標名	実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
家庭教育関連事業の参加者数	23,253人 (H28(2016))	25,267人	23,093人	5,920人		23,500人以上
教育文化会館・市民館・分館で実施する家庭・地域教育学級、PTA等の企画する家庭教育学級、その他家庭教育事業の参加者数【出典：教育文化会館・市民館活動報告書】						
家庭教育関連事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合	92.4% (H28(2016))	92.4%	93.9%	83.8%		92.5%以上
教育文化会館・市民館・分館で実施する家庭・地域教育学級、PTA等の企画する家庭教育学級、その他家庭教育関連事業で悩みや不安が解消・軽減した人の割合【出典：家庭教育事業参加者アンケート】						

指標名	実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
PTA・企業等多様な主体と連携して実施した家庭教育関連事業数	172回 (H28(2016))	180回	182回	71回		175回以上
PTA・企業・子育て関連部署等と連携して実施した家庭教育事業の開催数【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						
地域教育会議における参加者の意識の変化	88.8% (H28(2016))	83.8%	93.9%	97.6%		92.0%以上
地域教育会議が開催する「教育を語るつどい」等の事業において、「子どもや地域のことを考えるきっかけとなった」と答えた参加者の割合【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						
地域の寺子屋事業を通じて生まれた地域と子どもとのつながり	88.6% (H28(2016))	88.9%	87.1%	94.5%		92.0%以上
親や教師以外の地域の大人と知り合うことができた児童の割合【出典：地域の寺子屋事業参加者アンケート】						

主な課題

家庭や子ども達を取り巻く社会環境の変化が激しい現代社会において、家庭が子育てにおいて抱える悩みや、教育や地域に関する課題は多様化しているため、引き続き、家庭教育の推進に向けた取組を進めていく必要があります。

学校、家庭、地域が連携しながら、川崎らしい地域教育ネットワークを構築していくため、地域教育会議の活動のさらなる活性化に向けた支援を進める必要があります。

泳げない子どもの泳力向上について、引き続き、地域のスイミングスクール等との連携を進めていくことが必要です。

地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点となるよう、全ての小中学校への寺子屋の設置を進めていく必要があります。令和2年度までに65か所の寺子屋を設置し着実に取組を進めているところですが、目標値は達成できていないため、今後も地域や学校の実状に配慮しながら新たな寺子屋の設置に向けた取組を進める必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

子どもたちが地域で安心・安全に育つことができるよう、子どもと地域の繋がりをつくる必要がある。学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力の向上を図る自主的な活動組織として設置されている地域教育会議について、さらなる活性化に向けて支援を充実させていく必要がある。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響でリモートワークが増え、家族と過ごす時間や自宅周辺で過ごす時間が増えたことで、地域活動に参加したいと考える大人が増えているため、家庭や地域を巻き込んだ教育を推進する絶好の機会ととらえ、新しい施策を策定する良いタイミングだと感じる。

今後の取組の方向性

家庭教育の推進については、各家庭における教育力の向上のための支援となるよう、引き続き、家庭教育に関する学習機会の提供や企業などと連携した事業の実施、福祉部門と連携した情報の提供などをすることで、家庭教育の悩みの軽減に向けた取組を進めます。

地域教育会議については、中学校区地域教育会議を国の示す「地域学校協働本部」の役割を持つ組織として位置づけながら、地域教育コーディネーターの設置を進めるなど、活動の活性化を図ります。

泳げない子どもの泳力向上については、引き続き地域のスイミングスクール等と連携し水泳教室を開催することで、泳ぎが苦手な子どもたちを支援します。

地域の寺子屋事業については、地域や学校の実情に配慮し、寺子屋の運営を担う人材や団体の発掘、育成を行いながら、全小中学校への拡充を目指し、引続き取組を進めます。

施策1		家庭教育支援の充実			
概要	近年の社会環境の変化に伴って家庭環境の多様性が見られることから、関係部局や団体、企業等と連携しながら、従来の方法では家庭教育学級に参加できなかった人々への支援を行うなど、家庭教育の推進に取り組み、家庭の教育力の向上を図っていきます。				
事務事業名	家庭教育支援事業				
担当課	生涯学習推進課	関係課			
事業の概要	子育て期の市民を地域全体で支え合う家庭教育環境を構築します。				
	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	
事業計画	市民館等における家庭・地域教育学級等家庭教育に関する学習機会の提供 ・家庭・地域教育学級等事業の実施				→
	PTAによる家庭教育学級開催の支援 ・開催数：163校以上				→
	全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による情報共有の推進 ・全市・各区における「家庭教育推進連絡会」の開催				→
	企業等と連携した事業実施及び福祉部門と連携した情報提供など家庭教育支援の推進 ・継続実施				→
実施状況					
<p>①市民館等において家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会を提供しました。</p> <p>②PTAによる家庭教育学級については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、PTA活動そのものが縮小されたことなどから54校での開催にとどまりました。新しい生活様式に対応した取組に向けて、PTA活動の事情に応じた支援が行えるよう、各校のPTAに個別の働きかけを行うなど、丁寧な支援に取り組んでいきます。</p> <p>③全市と各区において「家庭教育推進連絡会」を実施しました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、16回の開催を予定していましたが、10回の実施にとどまりました。</p> <p>④企業等と連携した事業を2回実施しました。また、地域みまもり支援センター等との連携により家庭教育に関するリーフレットの配布を行いました。</p>					
課題と今後の取組					
<p>①「市民館等における家庭教育に関する学習機会の提供」については、新しい生活様式に対応した事業推進を図るため、ICTの活用やより身近な地域での開催等に取り組んでいきます。今後も市民館等における、家庭教育に関する学習機会の提供に取組めます。</p> <p>②「PTAによる家庭教育学級開催の支援」については、PTA活動の事情に応じた支援が行えるよう、各校のPTAに個別の働きかけ等を行い、丁寧な支援を行います。</p> <p>③「家庭教育推進連絡会の開催」については、新しい生活様式への対応など、情報共有・交換がこれまで以上に求められていることから、電子媒体を活用した情報共有やオンライン開催など、実施手法等の検討を進めます。</p> <p>④「企業等と連携した事業実施及び福祉部門と連携した情報提供」については、区の生涯学習支援課との連携も視野に入れながら引き続き取り組めます。</p>					

施策2	地域における教育活動の推進				
概要	地域教育会議の活性化や、地域の寺子屋事業の推進など、地域の多様な人材や資源を活かして、地域の教育力向上を図る仕組みづくりを進めていきます。				
事務事業名	地域における教育活動の推進事業				
担当課	生涯学習推進課	関係課			
事業の概要	地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。 また、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。				
事業計画	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	
	各行政区・中学校区地域教育会議の活性化に向けた支援 ・継続実施	→			
	地域教育会議交流会の開催による情報共有等の推進 ・継続実施	→			
	市子ども会議の開催と各行政区・各中学校区子ども会議との連携 ・継続実施	→			
	地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施 ・参加者数：2,830人以上	→			
実施状況					
<p>①②地域教育会議においては、中学校区地域教育会議を国の示す「地域学校協働本部」の役割を持つ組織として位置づけるとともに、地域教育コーディネーター養成講座の開催等を通じ、組織の活性化に向けた担い手の育成を進めました。また、例年2月に開催している交流会については、令和3年1月7日に本市を含む1都3県に対し緊急事態宣言が発出されたことから、2月の開催を見合わせ、宣言の解除された3月に新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、情報共有等を行いました。</p> <p>③市子ども会議を開催し、市長への提言を行うとともに、各行政区・中学校区子ども会議の担当者連絡会等を通じて連携を図りました。</p> <p>④市内20か所のスイミングスクール等と連携して水泳教室を開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大により、事業開始が例年よりも遅くなり期間を短縮したことや、学校の夏季休業期間が大幅に短縮されたことなどから、参加者数は減少しましたが、子どもたちの泳力向上に寄与することができました。</p>					
課題と今後の取組					
<p>①②「各行政区・各中学校区地域教育会議の活性化に向けた支援」及び「地域教育会議交流会の開催による情報共有等の推進」については、行政区及び中学校区相互の情報共有を進めるとともに、「地域学校協働本部」の役割を持つ中学校区地域教育会議に地域教育コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の設置を進め、活動の活性化に取り組めます。</p> <p>③「市子ども会議の開催と各行政区・各中学校区子ども会議との連携」については、引き続き、川崎市子ども会議の推進及び行政区・中学校区子ども会議との連携を進めます。</p> <p>④地域のスイミングスクール等と連携した子どもの泳力向上プロジェクトについては、市内全てのスイミングスクール等を対象とした説明会等を実施し、連携先として協力を得られるスイミングスクール等の拡充を図りながら、より身近な地域で水泳教室に参加できる機会を創出し、泳げない子どもの泳力向上に取り組めます。</p>					

事務事業名	地域の寺子屋事業 ★			
担当課	生涯学習推進課	関係課		
事業の概要	地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子どもたちに放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。			
	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
事業計画	<p>地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進 ・設置か所数：77か所</p> <p>養成講座等による、地域の寺子屋の運営に関わる人材（寺子屋先生・寺子屋コーディネーター）の確保 ・参加人数：1,000人</p> <p>地域の寺子屋フォーラム等の開催による普及・啓発 ・年1回開催継続実施</p>	<p>・地域や学校の状況に応じて柔軟に拡充</p> <p>・参加人数：1,500人</p>	<p>→</p> <p>・参加人数：2,000人</p>	<p>・全小・中学校設置完了</p> <p>・参加人数：2,500人</p>
実施状況				
<p>①地域や学校の実情に応じて寺子屋の拡充を進め、令和元年度の55か所から令和2年度は65か所まで着実に増えており、併せて、令和3年度の更なる開講に向けての準備を進めましたが、目標値は達成できていない状況です。</p> <p>②寺子屋先生養成講座を市内7か所で開催し、うち2か所は中学校の学習支援を行う人材の養成を行い、合計で91人の参加がありました。また、寺子屋コーディネーター養成講座を市内3か所で開催し、合計で40人の参加がありました。</p> <p>③令和2年12月に地域の寺子屋推進フォーラムを川崎アゼリアで開催し、寺子屋についての考えを深めるとともに、広く市民の方へ寺子屋事業の周知を図りました。</p> <p>④外国につながる児童を対象とした寺子屋分教室を4か所の寺子屋で実施し、日本語学習の支援を進めました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①地域や学校の状況を踏まえた寺子屋事業の推進については、全小中学校への寺子屋の拡充を目指して、引き続き事業を推進していきます。</p> <p>②寺子屋事業の運営に関わる人材の確保については、寺子屋の拡充に向けて、寺子屋先生養成講座を開催する等、寺子屋の運営を担う人材や団体の発掘、育成を行っていきます。</p> <p>③地域の寺子屋推進フォーラムを開催による普及・啓発については、寺子屋事業をより多くの方に知ってもらうために、フォーラムを開催する等、広報活動に取り組みます。</p> <p>④外国につながる児童を対象とした寺子屋分教室については、地域の状況を踏まえながら、日本語学習の支援を実施していきます。</p>				

基本政策Ⅶ

いきいきと学び、活動するための環境をつくる

現状と課題

- ・社会を取り巻く環境が急激に変化する中で、地域の課題や市民生活が多様化してさまざまなニーズが生じており、生涯にわたって学習し、自己の能力を高め、地域のために活動する人材を育成するとともに、地域課題を学び、解決していくための市民活動を促進することが求められています。
- ・教育文化会館や各区市民館・分館において多様な学びの機会を提供するとともに、学びを通じて市民同士や団体同士をつなげ、新たな絆を創造することで人間関係を紡ぎ、豊かにしていくことが期待されています。また、地域の生涯学習の推進において中核的な役割を担うことができる人材を育成することが必要です。
- ・地域コミュニティの活性化に向けて若者からシニアまでの多様な世代の持つ力を活用するとともに、子育て世代の地域参加やシニア世代の生きがいにもつなげられるよう、地域社会への参加を支援する取組を推進する必要があります。さらに、年齢や性別、人種、障害の有無に関わらず、生涯を通じた学びの機会の提供や社会参加に向けた支援などを行う必要があります。
- ・図書館事業の充実については、近隣自治体と市立図書館の相互利用に関する協定を結ぶなど積極的に取り組んでいます。図書館施設以外での貸出・返却に対するニーズの高まりなど、今日の社会状況にあわせた市民サービスの向上に向けて検討していくことが必要です。
- ・市民による生涯学習や市民活動の場として学校施設を有効に活用するため、校庭や体育館、特別教室を開放して市民の生涯学習を推進しており、今後も地域の身近な場として、学校施設の有効活用をさらに促進していくことが必要です。

政策目標

市民の自主的な学びの機会を提供し、地域づくりにつながる学びや、学びを通じた出会い（「知縁」）を促進するとともに、地域における生涯学習の担い手を育成していきます。

市民の生涯学習の拠点となる教育文化会館・市民館及び図書館について、市民サービスの向上に向けた取組を進めるとともに、施設の長寿命化や学校施設の有効活用などを推進し、学びの場の充実を図ります。

主な取組成果

新型コロナウイルス感染症の影響がある中、市民館・図書館についても臨時休館や事業の中止等により、社会教育振興事業の参加者数や図書館の入館者数は減少しましたが、パーティーや除菌ボックスなどの感染症予防対策を講じながら、市民の学びや活動を支援する場を提供するとともに、非来館型サービスの充実に向け、ICT環境の整備や有料(実費)宅配サービスの実施の検討を進めました。また、社会教育振興事業や図書館運営事業のさらなる充実に向け、社会状況の変化や多様な市民ニーズに対応するため、「今後の市民館・図書館のあり方」を策定しました。

校庭145校、体育館167校、特別教室136校において学校施設を開放するとともに、特に利用の少ない特別教室の活用を推進するためのプロジェクト「Kawasaki教室シェアリング」を昨年度から継続して取り組み、特別教室についてインターネット予約システムのモデル導入を実施しました。

老朽化した社会教育施設の環境整備を進めるとともに、宮前市民館・図書館の移転・整備に向けた取組として、令和2年8月に策定した「新しい宮前市民館・図書館基本計画」に基づき、市民意見を伺いながら、事業・サービスの内容や効率的・効果的な提供手法等に関する「(仮称)新しい宮前市民館・図書館管理運営計画」策定に向けた取組を進めました。また、教育文化会館と労働会館との再編整備に向けた取組として、令和3年1月に「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館基本計画」を策定しました。

参考指標

※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。

指標名	実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
教育文化会館・市民館・分館の社会教育振興事業参加者数	8.9万人 (H28(2016))	8.7万人	6.8万人	1.3万人		9.1万人以上
教育文化会館・市民館・分館で実施する各種社会教育事業(学級、集会など、家庭教育振興事業は除く)に参加した人の数【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						
社会教育振興事業を通じて新たなつながりが増えた割合	70.4% (H28(2016))	68.6%	56.7%	46.6%		70.5%以上
教育文化会館・市民館・分館で実施する各種社会教育事業(学級、集会など、家庭教育振興事業は除く)を通じて新しい知り合いが増えた人の割合【出典：事業参加者アンケート】						
市立図書館図書タイトル数	84万タイトル (H28(2016))	86万タイトル	87万タイトル	88万タイトル		87万タイトル以上
川崎市立図書館全館の所蔵図書の全タイトル数。所蔵図書の多様性を表す指標【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						

指標名	実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3 (2021)
図書館の入館者数	409.4万人 (H28(2016))	387.0万人	386.2万人	226.4万人		437万人以上
川崎市立図書館全館（普閲覧所を除く）の入り口に設置している図書無断持出防止装置（BDS）による入館者数【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】 ※平成30年度は図書館システム機器の更新のため、全館で長期休館を行いました。						

主な課題

超高齢社会の到来を見据え、市民の暮らしの向上と地域社会の持続的発展のための学びを推進することを念頭に置き、社会状況の変化や多様な市民ニーズに対応するため、令和2年度末に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえ、社会教育振興事業や図書館運営事業の充実・進展に向けた取組を推進する必要があります。

学校施設の有効活用については、校庭や体育館、特別教室において引き続き開放するとともに、特に利用の少ない特別教室の活用を推進するため、「Kawasaki教室シェアリング」を継続して取り組みながら、さらなる活用の推進を行っていく必要があります。

市民の生涯学習活動を支えるとともに、多様なニーズに対応するため、「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえ、宮前市民館・図書館の移転・整備に向けた取組、教育文化会館と労働会館との再編整備の取組やその他の老朽化した社会教育施設の利用環境の向上を図る取組を進める必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

市民館や図書館は新型コロナウイルスの流行により大きな影響を受けたと思うが、厳しい状況の中でも様々な事業をどのように展開していくか、地域等を交えて意見交換しながら実現に向けて試行してほしい。

市立図書館では、部活帰りの高校生や帰宅途中のサラリーマンなど、幅広い世代の市民の個々の生活に合わせた学習の場を提供している。すべての市民のニーズに応えることは難しいと思うが、学生も含め広く市民の声を拾ってほしい。

「Kawasaki教室シェアリング」は、転居してきた市民に学校を理解してもらう意味でとても効果的だと思う。災害時には学校に避難してくることも想定されるため、学校という場を理解してもらうには有効である。利用にあたっては川崎の教育の理解を進めることを念頭に使用し、学校と地域の交流や協力体制を広げるものとなってほしい。




今後の取組の方向性

「今後の市民館・図書館のあり方」に基づく今後の取組の推進にあたり、これまで進めてきた取組については、利用ニーズを踏まえた柔軟な対応や新たな取組を行いながら引き続き推進するとともに、今後、検討が必要な取組については、総合計画第3期実施計画や行財政改革第3期プログラムの策定作業とも整合性を図りながら、かわさき教育プラン第3期実施計画への位置づけを検討するなど、着実な推進を図ります。

「新しい宮前市民館・図書館」や、労働会館に移転予定の「教育文化会館」については、施設整備の設計等の進捗状況と合わせ、今後の市民館・図書館全体の管理・運営の状況を考慮しながら、それぞれの管理運営計画を策定していきます。

図書館については、「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえ、利用者の声を聞きながら、誰もが使いやすく、居心地の良い場となるよう環境整備に努めるとともに、あらゆる世代や多様な利用ニーズに適切に対応するための取組を進めます。

「Kawasaki教室シェアリング」については、特別教室の活用の推進を行うことで、地域コミュニティの拠点である学校施設の更なる活用に向けた検証を行い、あらゆる媒体を活用した広報、市民ニーズを掘り起こすための取組を継続して進めていきます。

施策1	自ら学び、活動するための支援の充実				
概要	市民団体、大学等と連携しながら、市民が自ら学び、学んだ成果を地域づくりや市民活動に活かす社会教育を展開し、いわゆる「知縁」による新たな絆やコミュニティを創造するとともに、地域の生涯学習の推進において中核的な役割を担うことができる人材の育成に取り組めます。				
事務事業名	社会教育振興事業 ★				
担当課	生涯学習推進課	関係課			
事業の概要	教育文化会館・市民館・分館において、市民の学習や活動の支援、社会教育を担う団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくりなどを行うとともに、学習の成果や地域の人材資源の活用を図り、市民の力による地域の教育力とまちづくり力の向上を図ります。				
事業計画	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	
	子育てや、平和・人権・男女平等など、さまざまな学習の場の提供による、市民の「学ぶ力」育成 ・継続実施				
	市民の学びにより得た知識や経験等を身近な地域で活かす市民講師の養成・活用 ・継続実施				
	市民提案・協働による課題解決型事業の推進、地域の生涯学習をコーディネートする人材の育成 ・継続実施				
実施状況					
<p>①平和・人権学習や男女平等推進学習等の社会教育事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年3期構成で実施している第1期の事業を中止又は延期したため、事業実施数は例年の3/4程度となりましたが、パーテーションの設置や人数制限などの感染症対策を講じながら実施することができました。</p> <p>②市民エンパワーメント研修でのボランティア育成などについて、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年3期構成で実施している第1期の事業を中止又は延期したため、事業実施数は例年の3/4程度となりましたが、パーテーションの設置や人数制限などの感染症対策を講じながら市民が学びにより得た知識や経験等を活かす活動をすることができました。</p> <p>③市民自主学級や市民自主企画事業などにより、市民提案・協働での課題解決型事業の推進及び事業の企画委員会活動を通じて地域人材の育成を行うことができました。</p>					
課題と今後の取組					
<p>①「市民館における社会教育事業の実施」については、令和2年度に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、新しい生活様式に対応した事業推進を図るため、ICTの活用やより身近な地域での開催等に取り組んでいきます。</p> <p>②「市民が学びにより得た知識や経験等を身近な地域で活かす」については、効果的なグループ育成や活動支援の方策を検討するとともに、市民館の社会教育事業において、市民グループと連携した事業の実施や市民講師を活用した講座等を実施するなど、個人の学びの成果を地域に還元する仕組みについて検討を行います。</p> <p>③「市民提案・協働による課題解決型事業の推進、地域の生涯学習をコーディネートする人材の育成」については、区の関係部署との連携を図りながら、事業の充実・進展に向けた取組を推進します。</p> <p>④社会状況の変化や多様な市民ニーズに対応するため、令和2年度末に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえ、事業の充実・進展に向けた取組を推進します。</p>					

事務事業名	図書館運営事業			
担当課	生涯学習推進課	関係課		
事業の概要	市民の読書要求に応え、市民の課題解決に役立つために、多様な図書館資料を収集・提供するとともに、レファレンスの向上、インターネットやICTの活用、関係機関や学校図書館との連携促進などを図りながら、効率的・効果的な図書館運営をめざします。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	多様な市民ニーズに応えるための資料の充実・タイトル数の確保 ・資料数：全85.5万タイトル	・資料数：全86万タイトル	・資料数：全86.5万タイトル	・資料数：全87万タイトル
	地域資料や課題解決等に役立つ広範な資料の収集・提供 ・継続実施	・電子書籍等の導入検討		
	ICT機器を活用した効率的な図書館の運営及び維持管理 ・継続実施			
	図書館総合システムの円滑な運用 ・機器更新	・円滑な運用及び次期システムの検討		
	来館困難者や高齢者、障害者等への支援などサービス向上の推進 ・継続実施 ・返却ボックスの新設及び検討の継続	・検討の継続		
	学校図書館への支援及び連携 ・授業支援図書セット等の貸出継続実施 ・学社連携会議の継続実施			
実施状況				
<p>①②多様な市民ニーズに応えるため、地域資料や課題解決等に役立つ広範な資料を収集するなど充実を図り、88万タイトルを確保しました。新型コロナウイルス感染防止対策による臨時休館等の影響から図書館の来館者や貸出冊数など利用状況に影響が出ましたが、今後は、適切な感染予防対策を行い、資料の提供を行います。また、電子書籍等の検討に向け、導入費用に関する調査等を行いました。</p> <p>③④図書館総合システムの円滑な運用により、効率的な図書館の運営及び維持管理を行いました。また、次期システムの検討に向け、業務フローの検討や新機能に関する調査等を行いました。また、有料(実費)宅配サービス実施に向けたシステム改修を行いました。</p> <p>⑤来館困難者や高齢者、障害者等への支援として、自動車文庫(市内21ポイント)の運行や対面朗読、郵送貸出サービスの実施を行いました。また、返却ボックスを1台増やしサービスの向上を図りました。併せて、新たな生活様式への対応や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえた非来館型のサービスとして、有料(実費)宅配サービス実施に向けた検討を行いました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①多様な市民ニーズに応えるための資料の充実・タイトル数の確保については、令和2年度に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえ、資料の充実・タイトル数の確保を実施します。</p> <p>②地域資料や課題解決等に役立つ広範な資料の収集・提供、電子書籍等の導入については、令和2年度に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえ、新型コロナウイルス感染状況に応じて適切な感染予防対策を行い、資料の収集・提供を行うとともに、電子書籍等の活用方針に応じたサービス内容を検討します。</p> <p>③ICT機器を活用した効率的な図書館の運営及び維持管理については、令和2年度に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえ、効率的な図書館の運営及び維持管理を実施していきます。</p> <p>④図書館総合システムの円滑な運用と共に、令和2年度に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえ、令和5年度の次期システム導入に向けて引き続き検討を行います。</p> <p>⑤来館困難者や高齢者、障害者等への支援などについては、令和2年度に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえ、返却ボックスの新設等、サービス向上について検討を継続していきます。</p>				

施策2 生涯学習環境の整備

概要 学校施設の有効活用を促進するとともに、市民の主体的な学びを支援するため、社会教育施設等の環境整備の推進や、さらなる市民サービスの向上に向けた管理・運営手法の検討など、生涯学習環境の充実を図っていきます。

事務事業名	生涯学習施設の環境整備事業 ★			
担当課	生涯学習推進課	関係課		
事業の概要	市民の生涯学習や地域活動の拠点として、身近な学校施設を有効活用するとともに、社会教育施設等の環境整備を図るなど、市民の生涯学習環境の充実を図ります。			
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
事業計画	市民活動の拠点としての学校施設（校庭、体育館、教室等）のさらなる活用の推進 ・さらなる活用の推進に向けた方策の検討	・検討結果に基づくモデル事業の実施・検証		
	老朽化した社会教育施設等の環境整備 ・維持補修等の継続実施			
	既存施設（労働会館）を活用した川崎市における市民館機能の整備推進 ・施設整備に向けた基本構想作成 社会教育施設のより一層の市民サービス向上をめざした効率的・効果的な管理運営体制の構築 ・検討の継続	・施設整備基本計画作成 ・検討結果に基づく取組の推進	・基本・実施設計	・改修工事 ・教育文化会館除却設計
実施状況				
<p>①校庭145校、体育館167校、特別教室136校において学校施設を開放するとともに、特に利用の少ない特別教室の活用を推進するためのプロジェクト「Kawasaki教室シェアリング」に昨年度から継続して取り組み、特別教室のインターネット予約システムのモデル導入を実施しました。</p> <p>②老朽化した社会教育施設等の環境整備を進めました。また、宮前市民館・図書館の移転・整備に向けた取組として、令和2年8月に策定した「新しい宮前市民館・図書館基本計画」に基づき、市民意見を伺いながら、事業・サービスの内容や効率的・効果的なサービス提供手法等に関する「（仮称）新しい宮前市民館・図書館管理運営計画」策定に向けた取組を進めました。併せて、諸室の配置、機能や仕様等の具体化に向けた基本・実施設計に着手しましたが、再開発準備組合による「再開発計画の検証に関する申入れ」や国が公表した「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」を踏まえ、再開発事業の施設計画や機能の検証を行うこととなり、取組スケジュールの見直しを図りました。</p> <p>③既存施設（労働会館）を活用した川崎市における市民館機能の整備推進のため、令和3年1月に「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」を策定しました。</p> <p>④社会状況の変化や多様な市民ニーズに対応するため、「今後の市民館・図書館のあり方」を策定しました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①学校施設の更なる活用に向けたモデル事業の実施については、地域コミュニティの拠点としての学校施設の有効活用を推進していきます。</p> <p>②③老朽化した社会教育施設等の環境整備及び宮前市民館図書館の移転・整備に向けた取組については、新宮前市民館・図書館の移転・整備に向けた取組や教育文化会館と労働会館の再編等、老朽化した社会教育施設について、市民の利用に支障がないよう施設整備に取り組めます。</p> <p>④効率的・効果的な管理運営体制の構築については、社会状況の変化や多様な市民ニーズに対応し、市民館事業及び図書館サービスの充実にむけて、「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえ、効率的・効果的な管理・運営手法の検討を進めます。</p>				

事務事業名	社会教育関係団体等への支援・連携事業			
担当課	生涯学習推進課	関係課		
事業の概要	生涯学習団体や主体的に活動する社会教育関係団体への支援を行うことで、市民の生涯学習の機会の充実を図ります。			
	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
事業計画	生涯学習財団、社会教育関係団体への支援による学習機会の充実 ・財団補助対象事業参加者：12,700人以上			
実施状況				
<p>①生涯学習財団が、本市の生涯学習の推進のために、全市的・広域的視点から市民の課題解決に向けた生涯学習の支援を行うとともに、多様な主体と連携し、市民の誰もが、いつでも、どこでも自主的に生涯学習に取り組める環境づくりを進められるよう補助金の交付や助言等を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響から補助事業への参加者数は大幅に減少しました。【3,539人】また、児童・生徒の健全な育成とPTAの生涯学習活動の充実に寄与することを目的とした川崎市PTA連絡協議会、神奈川県下市立高等学校PTA連絡協議会に対して補助金の交付や助言等を行いました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、中止となった活動もありましたが、ICTを活用し研修をオンラインで実施する等、活動の工夫に取り組みました。更に、本市における平和・環境・子育てなど、様々な地域課題に取り組んでいる川崎市地域女性連絡協議会に対し、補助金の交付や助言等を行いました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、中止となった活動もありましたが、平和・人権や男女共同参画、消費生活、環境などに関する学習・実践及び情報交換が行われ、地域活動の充実が図られました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①引き続き、生涯学習財団や主体的に活動する社会教育関係団体への支援や助言等を行うことで、市民の学習機会や場の充実を図ります。また、団体の取組の改善を支援するため、新しい生活様式に対応した事業展開等について、助言や参考事例等の情報提供を丁寧に行っていきます。</p>				

基本政策Ⅷ

文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

現状と課題

- ・平成29（2017）年12月に運用を開始した「川崎市地域文化財顕彰制度」の仕組みも活用しながら、指定・登録文化財はもとより、それ以外の文化財についても市民への周知を行い、市内文化財の保護・活用を図る必要があります。
- ・市内初の国史跡となった橘樹官衙遺跡群（橘樹郡家跡・影向寺遺跡）について、保存活用計画や整備基本計画に基づき、本市の貴重な宝として将来を見据えた整備を行い、全国にその魅力を発信し、さらなる文化的発展につなげていく必要があります。
- ・平成28（2016）年度に文化財ボランティア登録制度を創設し、登録ボランティアはさまざまな文化財保護・活用事業で活躍しています。今後も多様な担い手による文化財の保護・活用を推進し、文化財を市民共通の財産として次世代へ伝える取組を進めることが必要です。
- ・「日本民家園」、「かわさき宙と緑の科学館」では、各施設の特性・専門性を活かした展示等、博物館活動の充実を図るとともに、各施設の魅力向上に向けた事業実施に取り組んでいます。
- ・「かわさき宙と緑の科学館」の開館50周年に向けて生田緑地の魅力をさらに発信するとともに、海外からの観光客にも対応した展示・広報活動の充実など、本市の魅力を発信する必要があります。

政策目標

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、国史跡橘樹官衙遺跡群をはじめとする文化財の保護・活用を推進します。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の博物館活動の充実により、各施設のさらなる魅力向上を図り、本市の魅力として発信します。

主な取組成果

「川崎市文化財保護活用計画」に基づいて平成29年度に創設した「川崎市地域文化財顕彰制度」において、令和2年度は新たに28件を第3回地域文化財に決定し、地域で守られ、伝えられてきた文化財の価値を多くの人々に伝えていくことができました（総計159件）。

橘樹官衙遺跡群の史跡指定地の公有地化を実施するとともに、史跡めぐりで28人、講師派遣による4回の講座で90人、発掘調査現地見学会で89人、橘樹学講座（オンライン参加を含む。）で167人の参加があり、目標の250人を上回る374人の実績をあげ、市民の理解を促進することができました。

日本民家園については、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、来園できない方にも古民家の魅力に触れてもらえるようにするため、古民家の非公開エリアや昔話の語りの様子動画配信を実施しました。また、取組を効率的・効果的に進め、より魅力ある施設としていくことを目的とした運営基本方針の策定に伴う論点整理等を行いました。

かわさき宙と緑の科学館については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年4月11日から6月1日まで臨時休館し、年間来館者数は前年度より減少しましたが、家庭でも科学館の魅力に触れてもらえるよう、生き物クイズ、おうちでプラネタリウム、おうちでワークショップなど「おうちで楽しむデジタル科学館」をホームページに掲載するとともに、天文、動植物に関する情報をSNSにより積極的に発信しました。また、開館50周年記念（令和3年度）に向けた取組として、プラネタリウムフュージョン新番組や、記念誌等印刷物の制作などを行い、準備を進めました。

参考指標

※ 基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的にを行います。

指標名	実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
市内の指定・登録等の文化財及び「川崎市地域文化財顕彰制度」に基づく地域文化財の件数	160件 (H29(2017))	225件	297件	326件		180件以上
従来の国・県・市の指定・登録の文化財件数に加え、「川崎市地域文化財顕彰制度」に基づいて顕彰した地域文化財の件数を追加【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						
文化財ボランティアが参加した事業日数	18日 (H29(2017))	26日	7日	0日		20日以上
文化財ボランティアが参加した文化財活用事業の延べ日数【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						
橘樹官衙遺跡群関連事業への参加者数	336人 (H28(2016))	310人	1,010人	374人		350人以上
橘樹官衙遺跡群の関連事業への参加者数【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】						

指標名		実績値	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	目標値 R3(2021)
「日本民家園」「かわさき宙と緑の科学館」入園(館)者数	民家園	116,053人 (H28(2016))	111,841人	96,237人	68,267人		138,000人以上
	科学館	283,423人 (H28(2016))	271,761人	251,346人	178,245人		291,000人以上
日本民家園の年間入園者数(入園料一般500円、中学生以下・市内65歳以上無料)及びかわさき宙と緑の科学館の年間入館者数(入館料無料)【出典：川崎市教育委員会事務局調べ】							
「日本民家園」「かわさき宙と緑の科学館」来園(館)者アンケート満足度	民家園	95.8% (H28(2016))	96.5%	92.0%	94.0%		97.0%以上
	科学館	86.0% (H28(2016))	87.0%	84.0%	87.6%		90.0%以上
「良かった・満足した」と回答した来園(館)者の割合【出典：川崎市教育委員会調べ】							

主な課題

専門的な知識を有する文化財ボランティアの育成・確保については、文化財ボランティアが参加した事業日数20日を目標としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動事業の実施ができませんでした。今後は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分に配慮しながら取り組む必要があります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響下にあっても橘樹官衙遺跡群活用事業の参加者数が増加傾向にあり、引き続き、市民の要望に応えるため、活用事業を実施する必要があります。

日本民家園については、新型コロナウイルス感染症の影響があるなかで、イベント実施方法の検討や、子ども向け学習動画の配信等来園しなくても楽しめる工夫など、民家園の魅力向上に向けた取組をより効率的・効果的に進めていくことが必要です。また、より魅力ある施設としていくため、運営基本方針の策定に向け課題整理等を進める必要があります。

かわさき宙と緑の科学館について、新型コロナウイルスの影響もある中で、各種事業について各関係機関と連携し、計画的に開催するとともに、積極的な広報活動により、館の魅力向上を図る必要があります。

教育改革推進会議における意見内容

文化財を保護し続けてもそれに触れる機会がなければ、地域の人々の心に根付く歴史にはならない。来場者に広がりを持たせられるよう、広報媒体の工夫をする等、リピーターを生む展示が求められる。写真を撮影して終わりではなく、そこに行かなければできないような体験型の展示ができるよう工夫が必要である。

科学館・博物館についてオンラインによるプログラムやコンテンツを充実させることで教育活動とのつながりを深められるとよい。

科学館・博物館について展示してあるものを見学する形式が多いので、子どもたちが体験を通して楽しみながら考えを深め、発表や交流ができるような場があるとよい。

今後の取組の方向性

文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保を進め、多くの地域人材と協働した文化財の保護・活用を進めるとともに、文化財を見たり触れたりする機会を提供することで、市民が文化財に親しむ機会の充実を図ります。また、文化財について、多くの市民に知っていただけるよう、SNSなどの広報媒体を活用し、効果的な広報を行っていきます。

橘樹官衙遺跡群活用事業については、市民の要望に応えられるよう、開催方法の工夫など新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分に配慮し、市民の理解を促進できるよう地域と連携しながら文化財を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館については、来園・来館が困難な方やこれまで訪れる機会がなかった方に向けて、SNSなどを活用し、施設の展示や活動内容を広報することで、施設の魅力を発信していきます。

日本民家園では、古民家の非公開エリアや昔話の語りを動画配信するなどのオンラインの取組の充実を図るとともに、古民家の解説や藍染め体験、年2回の企画展示などの教育普及の取組について感染防止対策を徹底しながら実施方法を工夫して開催していきます。

かわさき宙と緑の科学館では、学校や自宅でも科学館の魅力に触れることのできるよう「おうちで楽しむデジタル科学館」の内容を充実させていきます。また、教育普及の取組については、子どもたちがプラネタリウムの機械を操作したり、シナリオを作って星空の解説に挑戦しながら活動の成果を発表するワークショップを実施するなど、感染防止対策を徹底しながら実施方法を工夫して開催していきます。さらに、開館50周年記念については、プラネタリウム・フュージョン新番組の一般公開や記念写真展、記念講演など、より多くの来館者に楽しんでいただけるよう、様々な取組を行っていきます。

施策1	文化財の保護・活用の推進			
概要	「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、地域と連携しながら市民が文化財に親しむ機会の充実を図り、文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保を図ります。また、橘樹官衙遺跡群の保存管理・活用・史跡整備等を計画的に推進します。			
事務事業名	文化財保護・活用事業			
担当課	文化財課			
事業の概要	市民の郷土に対する認識を深め、地域の人々の心のよりどころとして、文化の向上と発展に貢献するため、歴史の営みの中で、自然環境や社会・生活を反映しながら、育まれ、継承されてきた文化財の適切な保存と活用を進めます。			
事業計画	H30 (2018) 「川崎市文化財保護活用計画」に基づく文化財の調査・保護・活用事業の推進 ・計画に基づく調査・保護・活用事業の実施 指定文化財の保存修理等の実施 ・継続実施 専門的な知識を有する文化財ボランティアの育成・確保 ・ボランティアが参加した事業 日数：延べ18日以上 埋蔵文化財の発掘調査等の実施 ・継続実施	R1 (2019) ・ボランティアが参加した事業 日数：延べ20日以上	R2 (2020)	R3 (2021)
実施状況				
<p>①「川崎市文化財保護活用計画」に基づく文化財の調査・保護・活用事業の推進については、「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、平成29年度に創設した「川崎市地域文化財顕彰制度」において、28件を第3回地域文化財に決定しました（総計159件）。</p> <p>②指定文化財の保存修理等の実施については、市民ミュージアム所蔵の考古資料の修理、有形文化財の修理に対する助言等を適切に実施しました。</p> <p>③専門的な知識を有する文化財ボランティアの育成・確保については、ボランティアが参加した事業日数20日を目標としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ボランティアの活動を実施することができませんでした。</p> <p>④埋蔵文化財の発掘調査等の実施については、周知の埋蔵文化財包蔵地内での開発行為に伴う試掘調査や、重要遺跡の内容確認調査、公共事業及び個人住宅建設等に伴う発掘調査等を適切に実施しました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、文化財の調査・保護・活用事業を引き続き推進します。</p> <p>②指定文化財の修理を実施するとともに、その他の指定文化財の保存状態を把握し、必要な保存修理等を適切に実施します。</p> <p>③専門的な知識を有する文化財ボランティアの育成・確保については、文化財ボランティアが参加した事業日数20日を目標としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動事業の実施ができませんでした。今後はボランティア活動に伴う感染防止対策の実施例等を参考としながら、活用事業を計画し、実施できるよう取組を進めます。</p> <p>④文化財を適切に保存するため、埋蔵文化財の発掘調査等を引き続き適切に実施します。</p>				

事務事業名	橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 ★			
担当課	文化財課			
事業の概要	古代川崎の歴史的文化遺産を後世まで継承するため、市内で初めて国史跡に指定された「橘樹官衙遺跡群」の保存・活用を図ります。			
	H 3 0 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)
事業計画	「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づく取組の推進 ・計画に基づく保存管理・活用の実施 ・史跡指定地の公有地化の推進 ・活用事業への参加者数：150人以上 ・市民との協働による史跡環境整備・維持管理の継続実施	・活用事業への参加者数：200人以上	・活用事業への参加者数：250人以上	・活用事業への参加者数：350人以上
	橘樹官衙遺跡群の整備基本計画に基づく整備の推進 ・整備基本計画の策定	・整備に向けた基本・実施設計	・整備推進	
	橘樹官衙遺跡群の調査・研究の推進 ・継続実施			
実施状況				
<p>①「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づく保存管理・活用の実施については、有識者会議4回を実施しました。</p> <p>②史跡指定地の公有地化の推進については、土地所有者及び文化庁との調整・協議を行い、史跡指定地の公有地化を実施しました。</p> <p>③橘樹官衙遺跡群活用事業の実施については、史跡めぐりで28人、講師派遣による4回の講座で90人、発掘調査現地見学会で89人、橘樹学講座（オンライン参加を含む）で167人の参加があり、目標の250人を上回る374人の実績をあげ、市民の理解を促進することができました。</p> <p>④市民との協働による史跡環境整備・維持管理の実施については、地元町内会を母体に設立された橘樹郡衙跡史跡保存会と協働して史跡環境保全を実施しました。</p> <p>⑤文化庁から国史跡範囲の拡大等が求められているため、史跡範囲を拡大しながら土地の公有地化を進めるとともに、公有地化が完了した範囲については、整備基本計画短期計画第1期に基づき史跡整備基本設計を実施しました。</p> <p>⑥橘樹官衙遺跡群の調査・研究の推進については、橘樹郡家跡（第31・32次）と影向寺遺跡（第29次）の発掘調査を実施しました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①②「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づき、引き続き保存管理・活用を実施するとともに、「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づく史跡整備に取り組みます。</p> <p>③新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても橘樹官衙遺跡群活用事業の参加者数が概ね増加傾向を示しており、こうした市民の要望に応えるため、引き続き活用事業を実施します。</p> <p>④今後も市民との協働による史跡環境整備・維持管理を実施します。</p> <p>⑤「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づき、実施設計を作成し、史跡整備を進めていきます。</p> <p>⑤⑥文化庁から国史跡範囲の拡大等が求められているため、調査と研究に基づき史跡範囲を拡大しながら史跡指定地の公有地化を進めていきます。</p>				

施策2	博物館の魅力向上
概要	日本民家園における民家の暮らし調査や、かわさき宙と緑の科学館における自然環境調査などにより、各施設の専門性を充実させるとともに、学校・地域等との連携により博物館活動を推進し、各施設の魅力向上を図ります。

事務事業名	日本民家園管理運営事業			
担当課	文化財課			
事業の概要	国・県・市の指定文化財25件を有する日本有数の古民家の野外登録博物館として、その貴重な文化財を適切に保存・活用し、市民の文化・学術・教育の向上を図るため、「日本民家園」を運営します。			
	H 3 0 (2018)	R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)
事業計画	江戸時代の古民家の野外展示 ・利用人数：130,000人以上	・利用人数：132,000人以上	・利用人数：136,000人以上	・利用人数：138,000人以上
	伝統生活文化に関する企画展示及び各種講座等による教育普及事業の実施 ・企画展示及び各種講座等教育普及事業の充実			
	観光客の積極的誘致に向けた広報活動の実施 ・国内外に向けた広報活動の強化			
	文化財建造物・民具などの保存整備と調査研究 ・文化財建造物の維持管理の継続実施 ・古民家耐震補強工事の継続実施			
	・園内の環境整備継続実施 ・資料の整理・調査研究継続実施			
	生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組の推進 ・連携事業の充実			

実施状況

- ①年間来園者数は、新型コロナウイルス感染症の拡大による非常事態宣言の発令に伴い臨時閉園したこと、さらにそれにより校外学習で利用する学校が大幅に減ったこと、また、歌舞伎公演等イベント類を中止したことから来園者総数は目標を下回りましたが、家族連れなど若い世代の来園者が増加したことにより、これまでの主な来園者層であった高齢者や小学校の団体とあわせて、幅広い世代を誘致することができました。
- ②教育普及事業については、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で多くが中止となりましたが、感染拡大防止に配慮しながら企画展示、古民家解説等を実施しました。
- ③新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、来園できない方にも古民家の魅力に触れてもらえるようにするため、古民家の非公開エリアや昔話の語りの方の動画配信を実施しました。また、Twitterを活用し、日本語のほか英語での情報発信を行いました。
- ④調査研究については、高齢者への聞き取りが必要となることから新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、一部中止しました。保存整備については、旧作田家については予定通り耐震設計を完了しましたが、旧太田家の耐震補強工事は入札不調により令和3年度に繰り越しとなり、再入札に向け仕様の精査を行いました。
- ⑤生田緑地の事業連携については予定通り取り組みましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で一部のイベントは中止となりました。
- ⑥日本民家園管理運営事業を効率的・効果的に進め、より魅力ある施設としていくことを目的とした運営基本方針を策定するため、今年度は論点整理等を行いました。

課題と今後の取組

- ①感染症拡大下における教育普及事業の開催方法や広報方法、イベント開催方法等を検討し、民家園の魅力発信に向けて取組む必要があります。
- ②引き続き幅広い年代に対応した様々な展示・普及活動を企画し、実施します。
- ③生田緑地内の各施設や指定管理者と連携しながら広報活動を推進します。
- ④文化財の保存整備については、古民家の耐震補強等、文化財と利用者両面での安全対策を図り、引き続き着実に実施していきます。調査研究については、企画展に合わせて実施します。
- ⑤生田緑地内の連携については、各施設及び指定管理者の特長と強みを活かしながら進めます。
- ⑥日本民家園管理運営事業をより効率的・効果的に進めていくとともに、より魅力のある施設としていくため、運営基本方針の策定に向け課題整理等を行います。

事務事業名	青少年科学館管理運営事業			
担当課	文化財課			
事業の概要	自然・天文・科学の3つの柱を中心に、市民の科学知識の普及啓発や科学教育の振興のため、市唯一の自然系登録博物館として、「青少年科学館」（かわさき宙と緑の科学館）を運営します。			
	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
事業計画	自然・天文・科学の3分野の実物・標本・模型などの資料展示 ・利用人数：286,000人以上	・利用人数：286,000人以上	・利用人数：288,000人以上	・利用人数：291,000人以上
	自然観察教室や科学実験教室など、体験を通じた教育普及の取組の推進 ・教育普及事業の継続実施			
	プラネタリウムを活用した天文知識の普及啓発の実施 ・プラネタリウムを活用した事業の継続実施			
	ボランティア、市民活動団体等の育成・支援 ・研修会の実施等によるボランティアの育成や団体支援			
	生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組の推進 ・連携事業の充実			
	開館50周年記念(R3(2021))に向けた取組 ・記念事業の検討			・記念事業の実施
実施状況				
<p>①新型コロナウイルス感染症の影響を受け、4月11日から6月1日まで臨時休館し、年間来館者数は178,245人となりましたが、家庭でも科学館の魅力に触れてもらえるよう、生き物クイズ、おうちでプラネタリウム、おうちでワークショップなど「おうちで楽しむデジタル科学館」をホームページに掲載するとともに、天文、動植物に関する情報をSNSにより積極的に発信しました。今後も感染状況の推移を踏まえながら、利用者の安全・安心を最優先に感染防止対策を継続しつつ、可能な限り通常の博物館運営に近づけるよう取組を進めます。</p> <p>②自然観察教室や科学実験教室など、体験を通じた教育普及の取組の推進については、新型コロナウイルスの影響を受け、一部は中止となりましたが、7月から定員を削減するなどの感染防止対策を徹底して実施した結果、参加者数は6,928人となりました。</p> <p>③プラネタリウムを活用した天文知識の普及啓発の実施については、講演会の開催は見送りましたが、定員・回数を縮小して、プラネタリウムワークショップ(43人)、天体観測会(746人)等を開催しました。また、プラネタリウムの有効活用として一般団体が貸切利用できる新たな取組「星空自由空間」を創設したところ、ライブコンサートの申込みがあり、3月に開催することができました。</p> <p>④研修会の実施等によるボランティアの育成、市民活動団体等の支援については、天文及び科学サポーター研修会は中止しましたが、「星を見るタベ」などの天体観測会で、修了者の活用を図るとともに、サイエンスワークショップなど科学実験教室を市民活動団体と連携して実施しました。</p> <p>⑤生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組の推進については、日本民家園との連携により「七夕」事業を実施しました。</p> <p>⑥開館50周年記念(令和3年度)に向けた取組として、プラネタリウムフュージョン新番組、記念誌等印刷物の制作を行うとともに、多摩区役所等関係機関と連携し、区広報物への50周年事業の掲載や登戸駅前への記念フラッグの掲出に向けた準備を進めました。</p>				
課題と今後の取組				
<p>①新型コロナウイルス感染症拡大下における展示方法やイベント開催方法を検討するなど、科学館の魅力を発信していく必要があります。</p> <p>②体験を通じた教育普及の取組については、幅広い年代・ニーズに対応した自然・天文・科学分野に関するワークショップや実験教室を実施します。</p> <p>③天文知識の普及啓発については、プラネタリウムの活用、講演会、各種天体観測会等を実施し、館の魅力向上を図ります。</p> <p>④ボランティアの育成等については、市民対象の研修会や修了者が活動できるイベントを実施し、ボランティアの受皿となる市民活動団体等との連携を図ります。</p> <p>⑤他博物館との連携については、夜に民家園内で職員が開館を行う月の観覧会など、各博物館の特色を活かした生田緑地全体の魅力を向上させる事業を実施します。</p> <p>⑥開館50周年記念の取組については、市及び地域の関係機関と連携して、記念式典や関連イベントの各種記念事業を年間を通じて開催するとともに、市民に向けた広報物やSNSを活用した積極的な広報活動により、館の魅力向上を図ります。</p>				



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る
点検及び評価に関する報告書（令和2年度版）

発行者 川崎市教育委員会
編集 川崎市教育委員会事務局教育政策室
川崎市川崎区宮本町6番地
電話044-200-3244
FAX 044-200-3950